

令和7年第4回足寄町議会定例会議事録（第2号）

令和7年12月14日（日曜日）

◎出席議員（13名）

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|----|------|
| 1番 | 早瀬川 | 恵君 | 2番 | 井脇 | 昌美君 |
| 3番 | 榊原 | 深雪君 | 4番 | 矢野 | 利恵子君 |
| 5番 | 田利 | 正文君 | 6番 | 高橋 | 健一君 |
| 7番 | 木村 | 明雄君 | 8番 | 細川 | 勉君 |
| 9番 | 川上 | 修一君 | 10番 | 進藤 | 晴子君 |
| 11番 | 多治見 | 亮一君 | 12番 | 二川 | 靖君 |
| 13番 | 高橋 | 秀樹君 | | | |

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

| | |
|-------------|--------|
| 足寄町長 | 渡辺俊一君 |
| 足寄町教育委員会教育長 | 東海林弘哉君 |
| 足寄町代表監査委員 | 川村浩昭君 |

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

| | |
|-------------|--------|
| 副町長 | 丸山晃徳君 |
| 総務課長 | 佐々木康仁君 |
| まちづくり推進課長 | 赤間恵一君 |
| こども・健康課長 | 石川建祐君 |
| 高齢者支援課長 | 林俊英君 |
| 住民・出納課長 | 金澤眞澄君 |
| 農林課長 | 加藤勝廣君 |
| 建設課長 | 森岡彰寿君 |
| 国民健康保険病院事務長 | 原田慎一君 |
| 消防課長 | 大竹口孝幸君 |

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

| | |
|------|-------|
| 教育次長 | 丸山一人君 |
|------|-------|

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

| | |
|-----------|---------|
| 農業委員会事務局長 | （加藤勝廣）君 |
|-----------|---------|

◎職務のため出席した議会事務局職員

| | |
|--------|-------|
| 事務局長 | 角野慎一君 |
| 事務局次長 | 飯野真有君 |
| 総務担当主査 | 遠藤浩一君 |

◎議事日程

日程第 1 一般質問＜ P 3 ～ P 3 9 ＞

午前10時00分 開議

◎ 開議宣告

○議長（高橋秀樹君） 全員の出席であります。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 議運結果報告

○議長（高橋秀樹君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 進藤晴子君。

○議会運営委員会委員長（進藤晴子君）

12月5日に開催されました、第4回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本日12月14日は、一般質問を行います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 議長挨拶

○議長（高橋秀樹君） 議事日程に入る前に、一言申し上げます。

本日12月14日は日曜日ですが、町執行者の協力を得て、議会を開催いたしました。

足寄町議会は、「町民に身近な意思決定機関としての議会及び議会活動の活性化と充実」を主な目的として、議会総合条例を制定し、その第6条において、「議会は、多くの町民が参加できるよう、平日の夜間、土曜・日曜日に会議を開催するよう努める」と定めております。

本日の日曜議会は一般質問を行い、多くの町民の皆様、議会に関心を持っていただけるように努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は各議員30分の持ち時間ですが、

どうか町民の皆様に分かりやすい質問・答弁となりますよう、よろしくお願いいたします。

◎ 一般質問

○議長（高橋秀樹君） 日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

6番高橋健一君。

（6番高橋健一君 登壇）

○6番（高橋健一君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に従って一般質問をさせていただきます。

質問事項は、足寄町の空き家対策についてであります。

質問です。

（1）総務省が2023年に実施した住宅・土地統計調査によれば、全国の空き家の数が900万戸を超え、空き家率が13.8%に達し、全家屋の約7分の1が空き家になったということです。その中で、相続放棄などで放置された空き家が急増し、景観の悪化、悪臭・害虫の発生や倒壊の危険など様々な問題が生じているのが現状です。

そこで、足寄町の空き家数、空き家率をお尋ねしたい。また、そのうち特に老朽化が激しく、利活用ができないと思われる空き家の数をお尋ねしたいと思います。

（2）倒壊のおそれや衛生上の問題のある空き家は、早急に撤去されなければなりません。足寄町には、空き家に関する補助金制度がありますが、これはどのような制度なのか。また、この制度の利用状況を教えてください。

（3）空き家は、町民の安全・安心を脅かす厄介者のイメージがありますが、しかし逆に、空き家を地域資源と位置づけ、地域を活性化させるために、空き家を利活用することが大切だと思います。町長に、空き家を利活用する施策の腹案があれば、それをお伺いしたい。

よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 高橋健一議員の「足寄町の空き家対策について」の一般質問にお答えします。

1点目の「空き家数及び空き家率、利活用できない空き家の数」ですが、本町では5年に一度空き家実態調査を行っており、令和3年度の調査時点では、空き家が388件、固定資産課税台帳に登録された住宅件数に対する空き家の割合は12.5%で、そのうち利活用に適さない空き家が114件となっています。

2点目の「本町の空き家等の解体補助制度の内容と利用状況」ですが、本町では性能が著しく低下している老朽危険空き家等の除却を促進し、地域の安全・安心の確保及び地域の活性化を図る目的で、足寄町住環境・店舗等整備補助金老朽危険空家等除却制度を実施しています。

当該制度は、使用されなくなって1年以上が経過し、かつ住宅地区改良法の不良住宅判定基準に沿って定めた町の基準を満たす住宅等を対象とし、国の交付金を活用して建物除却費用の2分の1、最大50万円を補助するものです。なお、制度を開始した令和2年度から令和6年度までの5年間の利用実績は26件となっています。

3点目の「空き家を利活用する施策」ですが、建築から年数が経過した空き家を町が公共施設として利活用することは、改修・維持管理コストや面積・間取りの問題等から難しいと考えますが、移住・定住者の住居・仕事場等として地域の資源となり得ることから、老朽危険空き家化する前に流通させることが重要と考えます。そのため、町といたしましても、宅地建物取引士の資格を持つ地域おこし協力隊の雇用や、固定資産税の納税通知書を送付する際に、空き家等の適正管理や空き家バンクへの登録、相続登記を促すチラシを同封する等の取組を検討してまいります。

今後、全国で人口減少・高齢化が進行し、空き家はさらに増加していくと見込まれています。引き続き、国の施策や先進自治体の情報収集に努めるとともに、地域の安全・安心に向けた空き家施策に取り組んでまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。高橋議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） 再質問を許します。

6番高橋健一君。

○6番（高橋健一君） 町長の答弁を見ますと、まだまだ補助金を活用した件数が26件ということで、いわゆる老朽化した空き家が足寄には多数残っているということが分かりました。

空き家が残ってしまう原因の一つは固定資産税の問題があって、いわゆる空き家をそのまま壊してしまうと、固定資産税の空き地ですね、いわゆる固定資産税が最高6倍にもなってしまうのではないかと、そういうことがちゅうちょされて空き家を壊すことをためらっているという例もありますし、また、一番大きな空き家が減らない理由というのは、いわゆる建物を壊す費用があまりにも高すぎるのではないかとことなのですよ。私も何軒か自分の古い家とかがあって、それをどうしようかと思っているのですけれども、人に聞きますと何百万円、この家なら200万円するよとか300万円するよとか、そんな声を聞かされてちょっとためらってしまうのですよね。

足寄町として、足寄町の相場といいますかね、いろいろな条件によって業者さんだとか、それから鉄筋コンクリート造りだとか、木造だとかということで、かなり費用はいろいろ変わると思うのですけれども、大まかな相場ですね、足寄町のいわゆる家を取り壊す、そういう費用というのが分かれますか、分かったら教えていただきたいと思っています。

○議長（高橋秀樹君） まちづくり推進課長、答弁。

○まちづくり推進課長（赤間恵一君） 正確な数値ではないかと思うのですが、制度上申請が上がってきた建物の解体費用を見ていると、5年前、開始した令和2年ぐらいですと、老朽化した基礎のない木造住宅を壊す場合には、それほど業者にもよるのですが、100万円ぐらいで上限出るか出ないかぐらいの解体費用でやっている建物も結構ありました。ただ、ここ5年で急に費用も上がってきておりました、そうすると基礎がしっかりしている建物ですと、100万円では壊れなくて200万円とか、またそれ以上かかるような建物も出てきていると認識しています。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 6番高橋健一君。

○6番（高橋健一君） とにかく今物価高の状況ですので、本当に空き家を壊すといったら大変な費用がかかる。私が町内で聞いたのは、坪6万円という話を聞いています。6万円ということは、30坪で180万円、40坪で240万円、50坪で300万円、これは結構大変な額になってしまうので、これを取り壊すというのは大変だと。やはりその辺を町で頑張ってもらって、補助をぐっと大きくしてもらわなければいけない。今の補助金だと相当壊れて、どうにもならないような家屋に対して補助を出しますよという制度ですけれども、どうしても相続したのだけれども、大家さんに、土地所有者に返さなければいけないような土地は、壊さなければいけないわけですよ。そうしたときに、こんなにお金がかかるのかということになると大変なことになりますよね。具体的に足寄町で聞きたいのですが、足寄町は今大きな空き家を抱えています。というのは、特養ですよ。旧特養の建物をどうするか。それについて、もしも壊すとしたらどのぐらいの

費用を見込んでいるのかお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高橋秀樹君） 高齢者支援課長、答弁。

○高齢者支援課長（林 俊英君） 今、御質問のありました特別養護老人ホームですが、11月1日で新しい施設に移っておりまして、今の施設は今のところ、空いているという状況です。今後についての見通しといたしますか、活用方法、あるいは取壊しに幾らかかるかというのは、現時点ではまだ調べておりませんし、見通しもまだ立っていない状況となっております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 6番高橋健一君。

○6番（高橋健一君） 昔の特養の延べ面積は2,423.36平米、734坪ぐらいですかね。ざっと6万円を掛けると4,400万円ぐらいになります。だけれども、もっとかかるのでしょうか、きっとね。もっと倍ぐらいかかるのか分からないですけれども、相当な大きな額、これを壊すと必要になるのではないかと思いますよね。

やはり町の財政が厳しい中、これからのお金のやりくりは本当に大変だと思うのですよね。だけれども、町内見渡しますと、大変な空き家が残ってしまっていて、この前11月1日の強風で、うちから大体100メートル先の空き家の屋根が吹っ飛びまして、隣の駐車場にある車を傷つけたという例がありました。それから、私の家の10メートル先なのですけれども、これはもうすごい空き家です、今までの歴史が刻まれていますので、当然屋根とかトタンとか全部なくなっています。そして、半分は倒壊して崩れ去ってしまっていて、これは非常にそばを通る人たちが物すごく危険を感じているのではないかと思います。そういうものに対してなかなか進まない状況ですね、これを何とかしていただきたいと思うのが私の気持ちなのですよね。

あそこにも、富士ドライブインですか、あれもそのまま残っていますよね。やはりお金がかかるからやらないのでしょうかけれども、そういう人たちに対して強い態度で出るのが、何か上意下達みたいで、上から目線で、早く取っ払えというわけにはなかなかいかないと思うのですよね。だけれども、空家特措法が2年前に改正になりまして、かなり強制的に行政が取壊しに関して力を持つようになったと思うのですよね。それで行政代執行、いわゆる持ち主に代わって行政が建物を処分して、その後、費用は持ち主に請求するのだよということですが、今後は、こういう行政代執行ということを積極的にやることを考えているのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） まちづくり推進課長、答弁。

○まちづくり推進課長（赤間恵一君） 今おっしゃったとおり、空家特措法上、手続、指導、勧告、命令とかを踏んでいって、最終的には危険性、真にやむを得ないと判断した場合には、行政代執行という方法も取ることは可能となっておりますが、本当に空家法上の、空き家の市町村、国、道、所有者の責務という法律上の責務でいきますと、所有者が何とかしなければいけないというのが法律上の責務であって、町とかは本当にやむを得ない場合に対応する形になっています。さらに、事例も多くはないのですけれども、行政代執行まで至った自治体の事例を聞きましても、請求しても費用を取れたことがない、結果的にはやはり皆様からの税金というか、個人の財産を壊すために町の予算を使わなければならないということで、なかなかそこも本当に簡単にはできないかなと考えているところです。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 6番高橋健一君。

○6番（高橋健一君） そうすると、なかなか空き家は減らないのですよね。何とか手

を打たなければいけないのだと。そうすると、あめかむちかということになるのですけれども、やはりむちで駄目ならあめでいくしかないのではないかと。だから、少し補助金を多くして、皆さんに呼びかけて、これだけお金を出しますから、ぜひ処分してくださいというようなことになると思うのですけれども、今までの補助をもうちょっと範囲を広げて、金額も広げて、空き家対策に対するお金を捻出することにはならないのでしょうか。その辺をお伺いします。

○議長（高橋秀樹君） まちづくり推進課長、答弁。

○まちづくり推進課長（赤間恵一君） 今、町がやっている制度に関しましては、老朽危険空き家、町の基準に該当した危険と思われる空き家のみ、やはり本来本人が壊すべきところを町が予算を使って支援するものですから、近隣に悪影響を及ぼすと判定されたものにのみ補助をさせていただいて、町が負担した分の半分を国から補助をいただいている形になっています。

十勝管内の他自治体の事例を見ても、足寄町より多くの補助金を出している自治体というのはほとんどなくて、ほとんどの自治体が足寄町と同じ50万円を上限とした制度を実施している状況です。現状で、本来個人がやるべきところに、これ以上町がお金を出すという判断はなかなか簡単にはできないかなと思うのですけれども、最初の答弁でもありましたとおり、これから本当に空き家というのは令和2年度ぐらいから始まって、ここ急速に空き家が増えていっている、全国的に空き家が増えていっている状況だと思います。国の制度もどんどん変わっていっている中で、もしかすると、またこれから問題が大きくなっていくと、例えば代執行した際に国の補助制度がもっともっと拡充されるですとか、何か所有者に対する罰則ができるですとか、どのような動きが出るかは分からないので、ま

た国の動きなども見ながら、必要な対応を検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 6番高橋健一君。

○6番（高橋健一君） 普通の人間心理でいくと、家を建てる時にお金を出しても、壊すときになかなかお金をかけるというのはためらってしまいますよね。そういうことだと思うのですよね。

足寄町も、個人の財産ですから、それに介入してどうこうするというのもなかなか難しいのかもしれないね。900万戸ですからね、日本中で。これは国で全部やってくればいいのですね。国で全部お金を出してくれば苦労しない。900万戸で1戸200万円として、掛けたら18兆円。18兆円って何かなと思ったら、今回の経済対策で、日本の国の補正予算が18兆円、それ全部ばっとかけてくれば一気に片づいて、非常にきれいになりますしね、すごい経済効果あると思いますよ。それからまた新しい日本が再生されると考えれば、これは物すごく列島改造になるのではないかと。大列島改造論ということになりますけれども、ただ私が言っているだけで、これは絶対却下されると思っています。

そんなわけで、なかなか結論は出ないのですけれども、やはり少しずつ予算を組み上げて、国にも訴えて、できるだけ多くの補助金を出すような働きかけがすごく必要になってきます。

それから、あとは、まだ利活用できるものがたくさんあるといますので、そちらのほうにちょっと目を向けていきたいですね。というのも、何とか移住する人たちを増やして、その人たちに例えば空き家をリノベーションして貸し与える、安く貸し与えるとか、ただでもいいですよ。そうやって、足寄の未来に投資するという方法もあると思うのですよね。

この前、新聞を見ていたらびっくりした

のですけれども、東京の住宅事情がひどいんですね。だから、そういう、こんな東京なんかに住めないよという人たちに、足寄の素晴らしい大自然の中で生活してくださいという働きかければ、人が集まってくるのではないかと思います。

びっくりしたのは、東京のマンションの家賃ですよ。東京23区、シングル向け30平方メートル以下ですから、これはほとんど10坪ないような家で。10万4,359円も取っているのですよ。ファミリー向けだとひどいですよ。50から70坪、こんなウサギ小屋みたいなものでしょう。10坪か20坪くらいの家に住まわされて、家賃が24万8,032円、これはふざけている。人間の住むところではない。都会は人間の住むところではないですから、足寄のような人間の住む場所に人をずっと引きつけたらいいのではないかと思いますよね。

やはり足寄町も、よそ者とばか者と若者でこれから未来を担ってほしいということなのですけれども、びびっどコラボレーションの方とお話したときに、いろいろな方が移住したいという申込みがあるのだそうです。まず一つは、そこは放牧酪農の方、それから若者、何か起業ができないかということで足寄に来ていただく方もいるし、意外と最近多いのは高齢者ですね。高齢者の方がふるさと足寄町に戻って、ここを終の棲家にしたいのだと、そういう方もいらっしゃるのだそうです。そういう人たちの希望を足寄町がかなえていただきたいと思うのです。ここは高齢者に限れば、そういう人たちの終の棲家として魅力ある足寄をアピールするために、どんな施策があるのかということをお尋ねしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（高橋秀樹君） まちづくり推進課長、答弁。

○まちづくり推進課長（赤間恵一君） 移住者に対して、高齢者に対してという部分

でいくと、今、議員仰せのとおり、足寄町は非常に都会に比べると環境がいい、物価も都会に比べると安いですし、あと、住宅も、最初、町長からの答弁でもお伝えしましたとおり、足寄町内にそういった不動産業者がいないために、個人売買されていることが多い、ほとんどなのかなと考えています。本別、足寄、陸別で運営しているサポートセンターのホームページに、まれに空き家を売りたいという希望が出たりするのですが、戸建てで売却ですとかという希望が出た場合には、結構売れたりするような話も聞いています。ただ、あくまでも個人売買なので、やはり専門業者を挟まずに個人対個人で連絡を取り合っただけのハードルが結構高くて、なので、足寄町の地域おこし協力隊でそういった資格を持った方がぜひ来られて、町内でそういった空き家の流通を担っていただければ、まだ使える空き家が危険空き家化する前に何とかする、また、移住してくる人に対しても安価で住宅を提供できるということができないかということで考えているのですが、残念ながら、まだ募集をかけても人が来ないという状況で、何とかそういった取組ができればなと考えているところです。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 6番高橋健一君。

○6番（高橋健一君） 確かに個人的なお話なのかもしれませんが、ほかの行政、自治体では結構、例えば空き家の購入補助とか建て替え補助とか、そういう補助金を出している自治体もあるのですよね。そういうのを有効に利用できるようなになれば、どんどんまた売買が生じてくるのではないかなと思うのですよね。何ともいろいろ事情がね、高齢化していますし、少子化していますし、その中でいろいろなことをするというは大変だなという気もしますけれども、それでも何とかそこを乗り切って頑張っていただきたい。

取りあえず、私の家の10メートル先の、ほぼ半分倒壊した空き家は一体どうなるのでしょうか。それについてお伺いします。きっと分かっていると思うのですが、私の家の10メートル先の空き家です。

○議長（高橋秀樹君） まちづくり推進課長、答弁。

○まちづくり推進課長（赤間恵一君） 町のほうで関わって、町民の方から、あの家、例えば屋根が飛んで危険だとか、壊れそうだということで通報いただいている家に関しましては、町で把握している、法律上、所有者の調査を行うことができるようになっておまして、所有者の調査を行って、所有者がいない家というのが今のところないです。相続人とかがいる状況ですので、町としましては、そちらにお手紙を送って、近隣の方にいろいろ御迷惑をおかけしていますと、このままだと何か損害を与えたときに、民法上の賠償を負わされる可能性がありますので、適正な管理をお願いいたしますということで、年に数度通知を出させていただいて、9件ほど出していて、反応がないのが2件、無視されているというかですね。そのほかに関しては、一度は町に連絡いただいて、何とかしようと思っただけとかというような反応をいただいているところです。引き続き、そういった方々に、何かあった場合には、やはりまず所有者が責任を負われる形になりますので、何とか事故のないように適正に処理を検討していただくということを、働きかけていくしかないかなと考えているところです。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 6番高橋健一君。

○6番（高橋健一君） 私の時間が切れませんが、やはりまだまだ空き家に関してはじっくり取り組まなければいけないことがたくさんあると思います。そういうことも含めて、町の皆様には頑張っていただ

きたいということをお願いして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（高橋秀樹君） これにて、6番高橋健一君の一般質問を終了いたします。

次に、3番榊原深雪君。

（3番榊原深雪君 登壇）

○3番（榊原深雪君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に従いまして質問させていただきます。

後期高齢者の健康診査の現状と課題について。

後期高齢者の健康診査は、75歳以上の高齢者の方を対象とした健康診査で、生活習慣病の早期発見と重症化予防、そしてフレイル（心身の活力が低下した状態）の把握につながります。

問診、身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査などを行うことで、自身の健康状態を客観的に把握する機会となり、生活習慣を見直すきっかけにもなります。

次のことを質問いたします。

①足寄町の過去3年間の対象者と受診者はそれぞれ何名で、受診率は何%になりますか。

②対象者が受診しない主な原因として、どのような理由が挙げられますか。

③健診の意義を十分に認識されていない方に受診をどのように勧めていきますか。

お伺いいたします。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 榊原議員の「後期高齢者の健康診査の現状と課題について」の一般質問にお答えいたします。

1点目の「足寄町の過去3年間の対象者と受診者はそれぞれ何名で、受診率は何%になりますか」についてですが、令和4年度が対象者1,365人、受診者184人、受診率13.48%、令和5年度が対象者1,322人、受診者167人、受診率12.63%、令和6年度が対象者1,403人、受診者207人、受診率14.75%と

なっています。

2点目の「対象者が受診しない主な原因として、どのような理由が挙げられますか」についてですが、後期高齢者は日頃から医療機関に通院し、御自身の血圧や検査データなど、健康状態を継続的に把握されている方が多いと思われるため、健診を受けない方が一定数いるものと考えられます。

3点目の「健診の意義を十分に認識されていない方に受診をどのように勧めていきますか」についてですが、現在実施している対象者への年2回の個別通知のほか、介護予防を目的とした自主グループや老人クラブなどで講話等を実施した際に直接案内するなど、引き続き、各種広報周知に努めてまいります。

今後も、いつまでも健康で安心して暮らせる支え合いのまちづくりを推進してまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、榊原議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） 再質問を許します。

3番榊原深雪君。

○3番（榊原深雪君） ただいま御答弁いただきましたけれども、受診率が非常に低いと私は感じました。それで、この受診率の低さは近隣自治体にも聞いたことはありますか、お伺いします。

○議長（高橋秀樹君） こども・健康課長、答弁。

○こども・健康課長（石川建祐君） 統計的に北海道の受診率が出ているのですけれども、令和4年度に関しましては13.88%、令和5年度は15.20%、令和6年度が15.76%、おおむね平均に近いのが足寄町の状態となっております。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 3番榊原深雪君。

○3番（榊原深雪君） 分かりました。

それで、高齢者の受診しない理由という

のは、やはり医療機関を受診できるからという理由も、受診率の低さにつながっていると思います。そして、定期的に通院しているから、原因は健康に自信があるから、心配なときはいつでも医療機関を受診できるからなど、たくさん理由があります。結構これを行うためには経費もかかっておりますし、その経費を生かしていただくためには、高齢者の方に、医療機関でどうぞ健康診査を受けてくださいよということの呼びかけというのは可能でしょうか、お伺いします。

○議長（高橋秀樹君） こども・健康課長、答弁。

○こども・健康課長（石川建祐君） 今現在、健診につきましては、集団健診、町民センターでやっているもの、それからここにカウントしているのが、人間ドック、厚生病院や北斗病院でやっているものをカウントしています。町内医療機関につきましては、受診をしているということが前提で、そちらについては、もし可能であれば、医師のほうから足りない部分とか、もしあれば健診、受診を呼びかけるような方法は、今後検討していかなければならないかなとは思っております。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 3番榊原深雪君。

○3番（榊原深雪君） 前向きな御答弁ありがとうございます。

それで、やはり病院にも協力してもらおうということが私も調べている中で分かりました。それで、かかりつけの薬局でも健診を勧めてもらうというのは、厚生労働省からも、文書を調べている中でありました。そういうところも、今年は何日にありますよみたいなことを、薬局に貼り紙をしていただくとか、少しでも受診率、全国はこの数字だからうちはこれでいいということではなくて、少しでもパーセンテージを上げていただくのに、そういう協力を求めるということ、重い腰を上げていただくに

は、そういうことを進めていただくのがいいと思います。

私、なぜこの問題を取り上げたかといいますと、2025年問題がありますね。団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、日本の後期高齢者社会がさらに進行することで、社会保障費の増大、医療・介護従事者の不足など、様々な社会的問題が発生することです。社会保障費の増大、医療・介護体制の維持困難、労働力不足が加速すると言われています。このことで、やはり一人でも介護者が出ないような取組をしていただきたいと思っているので、こういうことで協力を求めていくことはいかがでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） こども・健康課長、答弁。

○こども・健康課長（石川建祐君） 集団健診の案内の貼り紙の件なのですけれども、具体的にどこかというのは今回把握していませんけれども、各所に掲示してありまして、さらに呼びかけとかまではお願いはしていませんけれども、貼り紙は各所でさせていただいております。

それから、今回、町長の答弁でもありましたように、介護予防、それからフレイル予防の関係で、老人クラブ、それから介護の予防を目的とした自主グループ等で、そこで高齢者の方に呼びかけをするというのは、今もある程度はやっているのですけれども、今後も継続して、健診の重要性を特に強めながらお話をさせていただければと思っております。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 3番榊原深雪君。

○3番（榊原深雪君） 足寄町の高齢者率は40%を超えていますけれども、要介護認定率は17.6%です。

11月に視察に行きました福岡市では、高齢者率は22.3%ですが、要介護認定率は20.6%で、今後、後期高齢者の増加に伴い認定率が上昇する予定とありました。

高齢化率と介護認定率は強い相関関係がある一方で、地域や時期によっては乖離が見られるという複雑な関係にあります。高齢化率が高くても、住民の健康寿命が延伸されていたり、地域の支え合いが機能していたりする地域では、認定率を下回ることもあります。数字が表すとおり、足寄町は、そうあってほしいと願っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 高齢者支援課長、答弁。

○高齢者支援課長（林 俊英君） 今の榊原議員の質問ですが、私も今回の視察に同行させていただきまして、九州のほうのそういった自治体の状況も聞かせていただきました。

うちはまだ認定率はそういった地域よりは低かったのですが、今後は介護予防活動等を充実させながら、できるだけ高齢化が今後進んだとしても、認定率が少なく健康寿命の長い元気な高齢者が増えるように努力してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 3番榊原深雪君。

○3番（榊原深雪君） 心強い御答弁ありがとうございます。

高齢者の健診受診や保健指導を行っていくことは、町民の健康年齢を維持向上させることにつながり、重要な取組と考えます。町民の皆様には、年齢とともに変化する自分の状態を知り、病気の早期発見や悪化の予防のみならず、体力低下などのフレイル予防のための健診を活用して、自分に合わせた健康生活を送っていただきたいと考えます。

そこで、保健師の方に要望というか、望みますことは、専門知識に基づいた的確な指導に加え、人生の先輩として高齢者に対し、敬意を持って接し、高齢者の価値観に寄り添った姿勢を期待しているところです。

また、個々の状況に応じた具体的な生活改善の提案や関連サービスへの橋渡しといった、きめ細かなサポートをお願いしたいと思っております。

①分かりやすく丁寧な健診結果の説明、②個人の生活習慣に合わせた具体的なアドバイス、③医療・介護・福祉サービスへの適切な連携と橋渡しと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） こども・健康課長、答弁。

○こども・健康課長（石川建祐君） 集団健診を行った後、保健指導を保健師のほうで一人一人個別に行っております。その際、当然ながら高齢者の方に敬意を持って、個別の状況に応じた対応をしっかりとやらせていただいております。

今、榊原議員がおっしゃった分かりやすい結果説明、それからいろいろなアドバイス、こちらについても一人一人の結果を見ながら、それぞれの状況に応じて、例えば栄養状態はこうなので、こういったものを食べたほうがいいのか、それからこういった運動を続けたほうがいいのか、そういった具体的なアドバイスもさせていただいております。また、受診状況とかも聞いたりしながら、もし必要であれば医療機関等につなげるような話もさせていただいております。

また、この後の健康教育の質疑にもあるのですが、高齢者の保健指導を行った後に、集団で集めて健康教育などもしております。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 3番榊原深雪君。

○3番（榊原深雪君） 本当に保健師さんともども皆さん取り組んでいただいていることと思います。

ちょっと調べている中で気になったのが、介護認定率が低いんですよね。先ほども言いましたけれども、やはりそのところ、足寄町は一人暮らしの高齢者も多いと

ということもありますし、やはり介護認定率も本当にこの数字なのだろうかということもあります。もちろん多くないほうがいいに決まっていますけれども、もう一度、きめ細かく調べていただいて、安心して一人暮らしのお年寄りや、本当に介護が必要なのではないかと思うような人も掘り起こしていただいて、手助けをしていただければ、すごくありがたいなと思っています。もちろんお話しされている石川課長のこども・健康課も御努力されていることと思えますけれども、高齢者を見守っていく町として、今後受診の勧め及び保健指導対象者の抽出が適切に行われていくように努めていただきたいと考えておりますので、最後に町長の答弁をいただき、質問を終わりたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 高齢者の方の、とりわけ後期高齢者の方の健康問題についての御質問というふうに承りました。

特に後期高齢者の方だけではなくて、町民全般的に健康で暮らせるというのは一番大事ですし、皆さんが望まれている部分だろうと思っています。今までいろいろお話がありましたけれども、健康寿命と平均寿命と、いかにこの間の差を埋めていくかというのがやはり大事なことなのかなと思っています。そのためには、自分の体をよく知るといふ部分で健診だとか、そういったものはやはり大事ですし、そのことによって自分の体の状況だとか、そういったものがよく分かる部分だと思いますし、結果、数字だけ見てもなかなか分からない部分もありますけれども、そういったところを保健師ですとか埋めていただけるということで、きめ細かな指導だとかも非常に大切な部分だというふうに考えているところがあります。

また、地域には民生委員もいらっしゃって、一人暮らしの高齢者の方ですとか、そういったところも訪問だとかしながら、い

ろいろと相談業務などもやっているという状況の中で、それぞれの健康だけではなく、いろいろな困り事ですとか、心配事だとか、そういったものを相談できるということもありますので、そういったところも活用しながら、これからも健康で、幾つになっても、一人になっても足寄で暮らしていけるという、そういうまちづくりを目指して、取組を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

御理解賜ればと思います。よろしく願いいたします。

○議長（高橋秀樹君） これにて、3番榊原深雪君の一般質問を終了いたします。

ここで、11時まで休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に、1番早瀬川恵君。

（1番早瀬川恵君 登壇）

○1番（早瀬川恵君） 議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い一般質問を行います。

件名、人生100年時代を見据えた健康教育について。

日本の総人口が減少し、少子高齢化が急速に進む中、健康寿命の延伸が叫ばれています。

健康寿命の延伸とは、健康上の問題がなく、日常生活を制限されることなく生活できる期間を延ばすことで、個人の生活の質を向上させるばかりではなく、少子高齢化が進む我が国において、社会保障制度の持続可能性を高めるための重要な政策として位置づけられています。

子供の頃から望ましい生活習慣を培うための健康教育を推進することは、将来における病気の発症を予防し、ひいては健康寿命の延伸につながるものと考えます。

学校におけるがん教育については、学習指導要領の改正により、小学校では令和2

年度から、中学校では令和3年度から、高等学校では令和4年度から必修化されています。

学校現場において、生涯を通じて健康で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮し、教育活動全体で健康教育に取り組むことが求められます。

児童生徒の健康課題を把握して、効果的な健康教育を実施し、がんや生活習慣病、認知症、喫煙、飲酒、食生活などに関する正しい知識と判断力を身につけ、実践できるようにすることが必要です。

さらには、世代を問わず、町民全体の意識を高めるための健康教育の充実は、人生100年時代を見据えた健康づくりにつながり、将来の健康寿命に大きく影響するものと考えますので、以下の点について伺います。

1、町内小・中・高等学校における健康教育の実施内容と実績について（令和6～7年度）。

2、町民に対する健康教育の実施内容と実績について（令和6～7年度）。

3、町と町内小・中・高等学校との健康教育の連携状況について。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、東海林教育長。

○教育長（東海林弘哉君） 議長のお許しをいただきましたので、教育委員会から、早瀬川議員の「人生100年時代を見据えた健康教育について」の一般質問にお答えします。

1点目の「町内小・中・高等学校における健康教育の実施内容と実績について（令和6～7年度）」ですが、高等学校は所管外となりますので、小・中学校の状況についてのみお答えします。

議員仰せのとおり、健康教育は学習指導要領に基づき実施しており、小学校では「みんなの保健」、中学校では「保健体育科」の内容に沿って指導しています。

小学校では、3年生から「健康な生活」

で4時間、4年生は「体の発育・発達」で4時間、5年生は「心の健康」で4時間、6年生で「病気の予防」で8時間、合計20時間を発達段階に応じて体系的に指導しています。

中学校では、保健体育科「保健分野」で、1年生は疾病の発生要因や体の成熟など14時間、2年生は生活習慣病や飲酒・喫煙・薬物乱用と健康などを18時間、3年生は感染症の予防や衛生管理などを13時間、合計45時間指導しています。

小・中学校共に教科における指導時間は、学習指導要領にのっとり決めているので大きく変わることはありません。

教科以外にも、栄養教諭による食育指導、また、小学校では養護教諭による歯磨き指導、中学校では薬物乱用防止教室や役場こども・健康課の協力を得て「赤ちゃんふれあい体験」などの取組を行っており、教育活動全体で健康教育を実施しています。

引き続き、教科における保健体育や特別活動を中心として健康教育を充実させ、児童生徒の心身の健全な育成を目指してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、早瀬川議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

なお、2点目以降については、町長から答弁させていただきます。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 2点目の「町民に対する健康教育の実施内容と実績について（令和6～7年度）」ですが、町は、令和6年度及び令和7年度に主催または所管の健康教育事業として、健康づくり講演会、健康サポーター育成養成事業、十勝東部森林管理署など団体への健康教育、老人クラブや介護予防自主グループへの講話、後期高齢者健診結果説明会での講話などを実施しています。そのほか、健康ロビー展、図書館展示、広報あしよろの記事掲載、ベジチェックという機器での野菜摂取量測定な

ど、健康情報等の発信も行っています。

また、妊婦・乳幼児・保育園児・小中高児童生徒にそれぞれの世代・状況に応じた健康教育を行っています。

3点目の「町と町内小・中・高等学校との健康教育の連携状況について」ですが、町から小学校へ直接訪問して実施している事業は現在ありませんが、教育委員会と連携し、長期休業期間中に実施しているチャレンジクラブ内において、食育・虫歯予防などの健康教育を行っています。

中学校では、教育委員会の答弁でもありました「赤ちゃんふれあい体験」などを行う生教育のほか、性に関する学習として性教育、食育、認知症サポーター養成講座を実施しており、高等学校では、食育教室を実施しています。

また、町内養護教諭サークルと連携し、小児健診や体格調査の結果などの情報共有を図るなど、学校と行政が協力して児童生徒の健康支援に取り組んでいます。

今後も、関係機関と協力・連携し、町民全体の健康意識を高めるよう取組を進めてまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。早瀬川議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） 再質問を許します。

1番早瀬川恵君。

○1番（早瀬川恵君） それでは、再質問させていただきます。

先ほど、町内小中学校における健康教育の内容と実績について御答弁いただきました。

がん教育についてですが、足寄中学校2年生に国保病院の院長先生による出前授業が実施されていると聞いていますが、直近の実施状況について教えてください。

○議長（高橋秀樹君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

がん教育についての御質問ですが、足寄

町国民健康保険病院村上院長を招いて、足寄中学校におきまして、平成29年度、平成30年度、令和3年度に、3年生の保健教育の特別授業として実施しております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 1番早瀬川恵君。

○1番（早瀬川恵君） 令和5年5月8日に、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類になってから2年以上が経過し、社会活動もコロナ禍以前に戻ってきていると思いますが、令和3年以降、令和6年度、7年度に、足寄中学校でがん教育特別授業が実施されていないのは、何か理由があったのでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） 実施しなかった理由につきましては、特に中学校に確認はしていませんが、今お話にありましたコロナ禍という中で、外から人を招いて特別授業をするということが難しくなったということがあるのではないかと思います。

そして、特別授業につきましては、1年間のカリキュラムというのは前年度に決めますので、その中で決められた時数の中で対応するために年間計画を立ててございますので、その中に入っていなかったということかというふうに承知しております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 1番早瀬川恵君。

○1番（早瀬川恵君） コロナ禍でできなかったかもしれませんが、国民の2人に1人ががんになると言われている時代で、子供の頃からのがん教育はとても大切なことだと思います。オンラインの特別授業での開催も可能かと思っておりますので、ぜひ毎年欠かさず継続していただくことをお願いして、次の質問に移らせていただきます。

先ほどの教育委員会からの御答弁の中で、高等学校は所管外とのことでした。これについては、北海道教育委員会の管轄ということは承知の上でこの質問をさせていただきます。といいますのは、これまで町

は足寄高校に対し、様々な教育支援を行っていると思います。そこで、健康教育についても提案や助言などができる立ち位置にあるのではないかとこの観点から、あえて高等学校を加えさせていただきました。

実施内容や実績はさておき、例えば中学校と同じように、地元の国保病院の先生によるがんや認知症などに関する出前授業などを取り入れてもらい、小中高や地域が連携して健康教育に取り組まれると非常に効果的ではないかと考えるところですが、これについて、今後、こういった取組を検討していただくことはできないかについてお尋ねします。

○議長（高橋秀樹君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

今、議員仰せのとおり、足寄高校につきましては、北海道立学校でございますので、本町教育委員会の指示管轄ではございませんので、指示することはできないということになっております。

ただ、今、お話がありました町内全体での連携という部分につきましては、定期的に足寄高校と協議する場もございますので、こういった御意見がありましたということをお伝えして、御検討いただくことは、今後対応していきたいなと思います。

それ以外にも、こども・健康課とも連携しながら、そういった依頼があれば授業をしているというふう聞いておりますので、そういったことも実施しておりますので、全くそういう連携がないということではございません。連携を強めていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 1番早瀬川恵君。

○1番（早瀬川恵君） 国保病院は、毎年10人以上の多くの研修医を受け入れており、町民に対する出前健康講座も積極的に実施されているようです。そうした子供たちの年齢に近い若い研修医の先生に、小中

高等学校での出前授業をしていただけるとよいのではないかとと思いますが、これについては対応が可能かどうかについてお尋ねします。

○議長（高橋秀樹君） 国保病院事務長、答弁。

○国民健康保険病院事務長（原田慎一君） ただいまの御質問ですけれども、早瀬川議員の御質問を受けて、当院の村上院長にも確認をしております。病院といたしましては、こういった健康講座、あるいはがん教育含めて、こういった要請が小中高問わずいろいろなところから、町民から、学校も含めて要請があれば、ぜひこういう要望に応えていきたいということで、今後とも実施していきたいということでございます。

また、学校への出前講座は、コロナ禍以降あまり行われておりませんが、一般町民の小グループへの出前講座というものを積極的に行ってございまして、この辺は、当院の常勤医にプラスして、今、若い研修医が来ておりますので、そこも一緒に出向いて、研修医と常勤医ともに二人体制だとかで、出前講座を実施している状況でございますので、学校に対する、そういった体制も可能かというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 1番早瀬川恵君。

○1番（早瀬川恵君） 前向きな御答弁どうもありがとうございました。

今、国保病院からはできるというお答えでしたが、教育委員会はどうでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 教育長、答弁。

○教育長（東海林弘哉君） がん教育に重点を当ててということですが、先ほど議員からも説明ありました、2人に1人がかかる時代と言われております。

学校ではどんなふうに健康教育を行っているかという、まず、学校教育目標を受けて、学校教育目標というのは、知徳体の調和の取れた人間性豊かな児童生徒の育成ということが大体メインになっている。そ

れを受けて学校保健計画、その学校保健の目標というのは、心身ともに健康で明るく日常生活を営むための基本的な資質能力を養うことができる児童生徒の育成。ですから、この先、この不確かな時代でも、自分で自分の健康をきちんと管理をして幸せに生きていける、そんな健康教育が必要ですから、がん教育はもちろんなのですが、それにとどまらず、総合的にいろいろな指導をしていかなければならないというふうに考えています。

だから、がん教育だけやればいいということではなくて、先ほど説明したように、あらゆる領域の中で健康について指導しています。もちろんがん教育も指導しています。がんのことについても指導しています。がんの患者さんとか、もしかしたら子供の中にもがんのお子さんがある可能性もありますよね。そういうところも配慮をしながら、子供たちのために一番いい方法はどれかなというふうに考えてやっています。そういう調和の取れた健康教育というのはすごく重要だと思っています。その中に、その年度、がんについてもうちちょっと知識、理解を深めて将来幸せになるようにやっていきたいねという学校の考えですとか、そういうものがあれば、そこを重点的に行うだとか、ですから、必ず毎年やりますよということにはならない。ですが、その教育がすごく重要だということは認識しています。やらないということではなくて、ほかとも調和を取りながら進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 1番早瀬川恵君。

○1番（早瀬川恵君） 総合的な健康教育ということで今お話があったのですけれども、ぜひ前向きに若い研修医の先生に入ってきていただいて、出前授業などをしていただければありがたいなというふうに思います。ぜひ前向きに御検討をお願いいたします。

では、続きまして、またがん教育なのですけれども、がん教育は学習指導要領の改正により、小学校では令和2年度から全面实施しており、中学校では令和3年度から、高等学校では令和4年度から必修化されています。文部科学省では、平成26年度からがん教育と外部講師連携支援事業を実施し、各自治体でのがん教育に支援しています。道内においては、別海町立中春別中学校やお隣の本別高等学校が、がん教育実践校として、令和6年度に外部講師を活用したがん教育と現代的な健康課題理解増進事業の推進に取り組まれています。足寄町でも、このような事業に今後ぜひ手を挙げていただき、がん教育の推進に積極的に取り組んでいただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） 先ほど教育長の答弁があったとおり、健康教育の中で、その中の一部でがん教育、例えば小学校であれば、6年生で、がんってどんな病気という項目だとか、中学校であれば、2年生の保健で、健康な生活と病気の予防の中で、がんとその予防について学んでおります。そういった中で、教科の中で学んでいるということで、今、御質問のあった文科の事業だとかという部分につきましては、そういった文科から下りてくる、選択できる事業はたくさんございます。その中で、どれを選ぶかというのは、そのときの本町における、教育委員会におけるテーマだとか、あと、学校長等の考え方もございますので、全ての事業を受けるといことにはなりませんので、そういった御意見があったということ踏まえて、校長会とも協議して、健康教育の在り方、そういった文科から下りてくる事業について検討させていただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 1番早瀬川恵君。

○1番（早瀬川恵君） これについても、

ぜひ取り組んでいただけるよう、前向きな御検討をお願いしたいと思います。

続きまして、令和元年6月18日に開催された認知症施策推進関係閣僚会議において示された認知症施策推進大綱において、子供、学生の認知症に関する理解促進のため、子供、学生向けの、先ほどの町長の答弁書にもありましたが、認知症サポーター養成講座、そのほか認知症の人などを含む高齢者との交流活動の推進が掲げられています。実際、日本全国の小中高等学校で様々な取組が行われておりますが、足寄町ではどのような取組が行われているのかについてお聞きます。

○議長（高橋秀樹君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

細かいところまでという部分については把握していないのですが、認知症につきましても、教科の中で、様々な健康教育の中で触れられています。例えば喫煙の害だとか、そういったものも含まれますし、心の問題だとかも含まれています。その中に認知症も含まれるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 1番早瀬川恵君。

○1番（早瀬川恵君） 健康教育の中に含まれているということだったのですけれども、今御答弁いただいた取組については、引き続き進めていただきたいと思っております。

子供たちと地域が一体となって認知症の方を支えることは非常に重要ではないでしょうか。認知症は身近な問題であり、身内に発症する場合も少なくありません。そのため、中学校だけに限らず、小学校や高等学校にも養成講座を拡大していく必要があります。

例えば帯広市では、市内の全小学校の5、6年生、全中学校の3学年のうち1学年を対象に、年間約2,500人の小中学生が認知症について正しい知識を学んでいま

す。子供たちに多くの学習機会を設けることが大切だと考えますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） 帯広市の取組の御紹介ということだと思います。

認知症につきましては、議員仰せのとおり、正しい認識は大切なことだと思います。そういった部分の中で、学校の中では取り組む必要があると思いますが、それでも、取り組まなくてはならないことがたくさんある中で選択していかなければならないという部分がございます。そういった部分、他市町村の取組を例に取って、どういったことができるかという部分を本町にとっても考えていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 1番早瀬川恵君。

○1番（早瀬川恵君） 小学校や高校にも対象を広げることで、さらに幅広い世代が認知症への理解を持ち、地域全体で支える仕組みが強化される可能性が高いと考えます。ぜひ拡大していただきたいと思っております。

子供の頃からしっかりとした健康教育を行うことで、自分や家族、身近な人ががんや認知症などになった際に、その知識が役立つと考えます。したがって、さらに一歩踏み込んだ健康教育の推進をお願いし、質問を終わらせていただきますが、最後に人生100年時代を見据えた健康教育のさらなる取組強化について、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 先ほど榊原議員にもお話しさせていただきましたけれども、町民の方たち皆さん、健康で暮らしていけるというのはやはり一番大きな願いだろうというふうに思いますし、いつまでも健康で働き続ける、生活していける、そういう暮らしを続けていけるというのはやはり大事なことだというふうに思いますし、みん

なが望むところだというふうに思っています。

先ほども言いましたように、自分の体の状況だとかそういったものをいかに把握するかだとか、それから、いろいろな知識を持つことによって、いろいろな状況、自分もそうですけれども家族だとか知人だとかそういう周りの人たちの状況なども含めて、それぞれの人たちが知識を持つことによって、その対応というのも非常にできるのではないかというふうに思っているところでもあります。

そういった意味で、学校も含めてですけれども、学校を出た後もいろいろな機会を得て、そういう健康づくりについての知識を得ていただく、そして、自分も得た知識を使って、健康で生活できるようにという、そういった取組を今後も進めていかなければならないと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、1番早瀬川恵君の一般質問を終了いたします。

次に、7番木村明雄君。

（7番木村明雄君 登壇）

○7番（木村明雄君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、マイナンバーカードの取得後の管理について質問をいたします。

マイナンバー制度は、公平・公正な社会の実現、国民の利便性の向上、行政の効率化を図るため、平成28年に制度が導入されました。現在は、希望者がこのマイナンバーカードを活用し、身分証明書・健康保険証・運転免許証・住民票の写しといった各種証明書の取得に利用されているところであります。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

①我が町の現在のマイナンバーカードの普及率はどうか。

②マイナンバーカードには有効期限があ

るとのことですが、期限が近づいた時点で、役場から連絡はあるのか。

③マイナンバーカードの更新手続きにどれほどの期間を要するか。また、手元に届く前にマイナンバーカードが必要になった場合の代替措置はあるのか。

以上について、お伺いいたします。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 木村議員の「マイナンバーカードの取得後の管理について」の一般質問にお答えいたします。

1点目の「我が町の現在のマイナンバーカードの普及率」についてですが、11月末現在の人口5,788人に対して有効枚数は4,555枚であり、普及率は78.7%となっています。

2点目の「マイナンバーカードには有効期限があるとのことだが、期限が近づいた時点で役場から連絡はあるのか」についてですが、マイナンバーカードの有効期限は成人の方は10年、発行申請時点で18歳未満の方は5年、電子証明書は全ての方が5年となっています。

なお、有効期限の2か月から3か月前をめどに、地方公共団体情報システム機構から有効期限に関するお知らせが自宅に郵送されるため、役場から別途連絡することはありません。

3点目の「マイナンバーカードの更新手続きにどのくらいの期間を要するか。また、手元に届く前にマイナンバーカードが必要になった場合の代替措置はあるのか」についてですが、更新手続きから新しいカードの交付までは約1か月かかります。手元に届く前にマイナンバーカードが必要になった場合の代替措置は設けられておりませんので、有効期限切れとならないよう、早めの更新手続きをお願い申し上げ、木村議員の一般質問に対する答弁とさせていただきますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） 再質問を許しま

す。

7番木村明雄君。

○7番（木村明雄君） それでは、再質問をさせていただきます。

正直言いまして、私は当初マイナンバーカード申込みについては、面倒くさいなと、そんなことを思いながら、あまり気乗りがしませんでした。しかし、2023年2月末までにマイナンバーカードの申込みをした人には、最大2万円のマイナポイントがもらえる。締切りが過ぎれば、この2万円のポイントがふいになってしまう、そんなことで、私もこのチャンスを見逃してはなるものかと、そんな形で焦る気持ちでこのカードの申込みをしたわけでありませぬ。この考えは私一人なのかもしれませぬ。

そこで、足寄町の普及率、これもお伺いいたしましたが、全国的、それからまた隣接町から見ればどうなのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 住民・出納課長、答弁。

○住民・出納課長（金澤眞澄君） マイナンバーカードの全国的な普及率なのですけれども、手元の資料では10月末になっているのですけれども、保有者数が9,948万人、全人口の比率的には79.9%。それ以後、最近では報道等で1億枚を突破した、80%以上ですよという報道がなされています。

あと、近隣の保有率については、手元に資料はないのですけれども、ほぼ変わらないような状態になっているかと考えています。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 7番木村明雄君。

○7番（木村明雄君） それでは、次の質問をしたいと思います。

カードの有効期限が近づいた時点で連絡があるとお伺いいたしましたが、これから先について、写真、それから筆記用具、そ

れら必要なものはあるのかどうなのか、その辺をお伺いしておきたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 住民・出納課長、答弁。

○住民・出納課長（金澤眞澄君） 再交付の申請についてなのですけれども、再交付には写真の提出が必要になりますので、スマートフォン、パソコン等からオンラインで写真を撮影して送付していただくか、郵送で機構のほうに送付してもらうような形になります。

あと、役場の窓口に来ていただければ、写真撮影を含めて更新の手続のサポートもさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（高橋秀樹君） 7番木村明雄君。

○7番（木村明雄君） ちょっと面倒くさいけれども、これはしょうがないのだね。

それでは、次の質問をしたいと思います。

マイナンバーカードの有効期限は5年、それから10年と二通りあると聞きましたが、これはどのようなことなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 住民・出納課長、答弁。

○住民・出納課長（金澤眞澄君） 答弁でもさせていただきましたけれども、成人に関しては10年、あと、18歳未満の方については5年というふうになっていますけれども、新成人の場合は顔、容姿等が変わるといってもありますので、5年という形になっているのだと思われませぬ。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 7番木村明雄君。

○7番（木村明雄君） ちょっと分からない。もうちょっと詳細に説明いただきたいのですけれども、理解できなかったのが。

○議長（高橋秀樹君） 副町長、答弁。

○副町長（丸山晃徳君） 答弁させていただきます。

まず、マイナンバーの有効期限は基本的には10年ですが、18歳未満、小さい子はパスポートと同じように容姿が変わるといことで5年の刻みになっているところとあります。

あと、議員は、電子証明書の関係のほうも御質問されているのでしょうか。電子証明つきましては、5年ということになっています。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 7番木村明雄君。

○7番（木村明雄君） そこで、マイナンバーカード、これは分かるのですけれども、その電子証明書というのはどういうものなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 住民・出納課長、答弁。

○住民・出納課長（金澤眞澄君） 電子証明でございますけれども、電子証明については、オンラインでマイナンバーカードを使用する際に、本人であることを電子的に証明するもので、先ほど言ったように、有効期限がこちらについては5年になっております。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 7番木村明雄君。

○7番（木村明雄君） 今、聞いたのは、電子証明書の活用方法というか、中身というか、それらについてお伺いしたわけなのだけれども、それはどういうものなのかということとあります。

○議長（高橋秀樹君） 住民・出納課長、答弁。

○住民・出納課長（金澤眞澄君） マイナンバーカードに電子証明をつけることによつて、オンライン、スマホとかパソコン等で各種手続きができるというものでございます。

○議長（高橋秀樹君） 7番木村明雄君。

○7番（木村明雄君） それでは、次の質問をしたいと思います。

このカード、私にはよいところもありま

すが、例えば薬局へ行けば、その都度このカードを機械に入れて、顔を突き出してスキャンをする、確認をするということになるわけなのだけれども、私も何回か行ったときに、その中には失敗して、しょっちゅうやり直しをしなければならぬということがあるわけなのです。そんなことで、大変おっくうで面倒な時代が来たものだと、そんなふうにつくづく思うところとあります。しかしながら、政府の方針であれば、私たちも一日も早く、このマイナンバーカードに慣れていかなければならぬと、そんなふうにも思っているところとあります。

現在、町民の皆さんも、年取った人も若い人も、それぞれにこのカードを使用していると考えます。私たちは昭和、平成、令和と三つの時代を生き抜いてきたわけですが、これからも高齢化社会に向けていくらか時代が変わろうとも、その時代に即した生き方をしなければならぬものと考えます。このカードを利用するに当たり、うっかりミスがあれば悪用される、紛失もする、有効期限も切れることも考えられます。これよりカードを使用する皆さんにとりまして、毎日が安心・安全に使用されるマイナンバーカードであつてほしいと願うところとあります。

そこで、全般につき、町長の思いがあれば、御所見を伺い、終わりたいと思つたところとあります。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） マイナンバーカードもかなり普及してきて、発行枚数も全国でいけば80%を超えるような状況になってきているというようなこととあります。そういった意味では、一般的に使われてきているものだといふふうにも思つたところとありますし、今、今までの保険証が使えなくなつて、マイナンバーカードに変わっていくといふ、持たない人についてはまた別な方法がきちんとありますけれども、そういったことで

保険証が使いえなくなるといったところで、最近マイナンバーカードをまた手続きしたりだとか、それから更新も多分、マイナポイントだとかもらって以降、多分5年ぐらいすると電子証明ですかね、そちらのほうの期限が来るので、それぞれ連絡が行って、その更新手続きだとか、そういったことで今手続きをされる方が多いのかなというふうに思っています。

多くの人たちが使っている状況になってきていますし、私も病院に行くと、保険証をマイナンバーカードでということ使っている人たちをよく見ます。自分もそうやって使っているわけですがけれども、そういった意味では、使い慣れてくればそんなに難しいものでもないのかなというように思っていますし、当初言われていた国民総背番号制だとか、それからマイナンバーカードを紛失したときのことだとか、そういったようないろいろなことが言われておりましたけれども、一般的に皆さんが使われるようになってきて、そんなに大変なものではないのかなという状況なのかなと思っています。

そういった意味で、このマイナンバーカードが有効に活用されると、例えば国からの給付だとかそういったものが一斉にできたりだとか、いろいろなことが取組で簡単になってくるという部分などもあるという、有効な部分などもありますので、そういった部分ではなるべく多くの人たちが持っていて、使っていただくということになるのかなと考えているところであります。足寄の場合はまだ78.7%ということでもありますけれども、保険証等もこのマイナンバーカードで使える、それからいずれは運転免許証だとか、そういったものもこの一つのカードで使えるだとかということになってきますので、より利便性は上がっていくのかなと考えております。

国でやっていることですので、町としてはなるべく国でやっているものを普及でき

たほうがいいのかというふうに考えているところでありまして、これをどうのこうのとかという、僕個人の話ではないのかなと考えているところであります。これをより普及していただくかなんとかという話ではないとは思いますが、持って使っていて、持っている人たちにはぜひ利用していただいて、便利さだとか、そういったものを感じていただければいいのかなと感じているところであります。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、7番木村明雄君の一般質問を終了いたします。

昼食のため、午後1時再開といたします。

午前11時49分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

4番矢野利恵子君。

（4番矢野利恵子君 登壇）

○4番（矢野利恵子君） 通告に従いまして、一般質問を行います。

水道管の漏水に係る費用負担について。

現在、町民が上水道を使う場合、本管から使用する家への給水管工事費は、その先の水道を使う町民の負担となっています。経年劣化により接続点で水漏れした場合、メーターの数字が上がらないため、漏水に気がつきません。亀裂が大きくなって地面に水が出てきて初めて気づきますが、最近増えている空き家の場合、工事費を負担する人がいないという理由で修理ができず何年も漏水することになり、水道有収率を下げる原因になっています。これを次のように変更することはできないか、お聞きします。

漏水をそのまま放置しないために条例をつくり、新設するときには今までどおり町民がその工事費を負担し、設備後は元栓を

含むメーターから家屋側の工事費は町民負担として、メーターから接続点までの漏水工事費は町の負担とすること。

よろしく申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 矢野議員の「水道管の漏水に係る費用負担について」の一般質問にお答えいたします。

「空き家など工事費負担をする人が不在の場合における給水管の漏水について、放置するのではなく条例を制定し、給水管の修繕費用については、水道メーターから住宅側は町民の負担とし、配水管から水道メーターまでは町の負担とすること」についてですが、本町の水道事業給水条例第3条第1号において、給水装置とは「配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具」と定義され、同条例第6条では「給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする」と規定されています。

本町では、同条例の規定に基づき、給水管の漏水に伴う修繕費用について、給水管の設置者に負担いただいています。

議員から提案のありました、配水管から水道メーターまでの漏水に伴う修繕費用を町が負担することについてですが、本町の上水道事業は企業会計であり、独立採算制を原則としています。今後、給水人口の減少により収入が減少する中、物価高騰や老朽管の改修工事費等の増加により厳しい経営状況になることが想定されており、給水管の修繕費を町の負担とした場合、その費用も考慮した水道料金の見直しが必要となります。

一方で、空き家及び土地所有者の所在が不明である場合の対応も必要であることから、今後、費用負担の在り方について慎重に検討したいと考えています。

町としましては、今後も安全で安定した水道水の提供と上水道事業の健全経営に努

めてまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、矢野議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） 再質問を許します。

4番矢野利恵子君。

○4番（矢野利恵子君） 費用負担の在り方について慎重に検討したいということなので、本当にこれから慎重に検討していてももらいたいと思います。

そして、例えば漏水で何年も放っておいたところ、水道が全壊したように水が湧き出ているところは、7年ぐらい前からそうになっていたところは、今年町の負担で直したということなのですけれども、そういうことをしないためにも、本当に早急に条例をつくってやっていかなければならないのではないかと。

例えば、費用負担が大変だということだけれども、令和6年度の決算で見たら、漏水率18.6%で、令和6年度の営業収益は1億3,547万9,000円、これは81.4%の有収率、ということは、残りの漏水している18.6%、どうするのかなど。単純に計算して割り返したら18.6%といえど3,095万7,000円ぐらいになるのですよね。3,000万円分も漏水によって損をしている。それに比べたら、早めに町が負担して漏水箇所を直すということは、本当にぜひやっていかなければならないと思いますので、この漏水率を下げる、取りあえず有収率を上げるための努力というのをやっていただきたい。それについて、お答えいただきます。

○議長（高橋秀樹君） 建設課長、答弁。

○建設課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

今、議員のお話にありました有収率81.6%の部分、残りの部分は収入が入っていない率となります。この率の水量が全て漏水というふうになっているかどうかという

のが、はっきりとは分からない状況でございます。不明水として出ている部分、もしくは本当に漏水があった段階で、漏水認定をして料金に反映させないという減免措置もしております。そういった部分でカウントをしていない部分もありますので、全てが全て、これが漏水によるものというふうにはちょっと判断しづらい部分もありますし、ただ、配水をしている水を有効活用するということには努めてまいりたいと思いますので、漏水が分かった段階では、本管だとかそういった部分についての漏水が分かった段階では、適時改修等をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 4番矢野利恵子君。

○4番（矢野利恵子君） 漏水が分かった時点で改修をしていくというけれども、現時点では、そこを使用者がやるのですよね。上水管の耐用年数について、これは財界さっぽろの9月号に出ているので、上水管の耐用年数は40年だったのか。ということは、家を建てるときは30代、40代の若いときで働いていますよね。そして、40年たったら、それが70代、80代になって働いていないし年金暮らしになっているとき、そんなときに高額な費用を出せと言われても、出すほうは大変ですよね。なかなか直すことができないということにもつながっていく。

これで見ると、足寄町は179市町村中、老朽化率が60位、半分より上のほう、要するに足寄町は水道管が古くなっているところの部類に入る。そこを考えても、やはり早急にやらなければならないことだし、そして、費用負担を考えなければならないと。

これは令和6年度の足寄町上水道事業会計決算書なのですけれども、純利益が令和6年度は2,807万4,600円、令和5年度は2,471万6,930円、こんなに

利益があるのに、ちょっとした漏水も直せない、そんなことはあるのかなど。例えば今年、町民負担で、私の知り合いは年金暮らしで大変なのに12万円もかかってしまった。過去3年間分ぐらいそうやって、町民負担で本管からの接続部分の給水施設を直した例というのはどれくらいありますか。何件くらいあるのか。この2,800万円を超えるようなものなのかどうか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 建設課長、答弁。

○建設課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

上水道における過去3年の給水管の漏水の修繕をした件数でございますが、4件となっております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 4番矢野利恵子君。

○4番（矢野利恵子君） 過去3年で4件しかないのだったら、それぐらい町で負担しても全然いいのではないかな。足寄町とか隣の本別、陸別は駄目かもしれないけれども、他の町村の問題ではない。例えば帯広市にしろ、札幌市にしろ、こういう形で、布設するときは町民負担、市民負担でやるけれども、漏水の箇所を直すときはきちんとメーターまでというふうに行っているのですよね。そういう例があるから、過去3年間で4件しかない。これからは何件か出てくるかもしれないけれども、その工事費ぐらい町で負担してもいいのではないかなど。本当に早急に、検討している場合ではない。検討している間に年金暮らしの人はとても困っているから、そこを早急に、漏水の修理はメーターまでは町で持つという、そういうことをやってもらいたい。早急にしてもらいたいです。これについてお答え願います。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 今、いろいろとお話がありましたけれども、配水管から家

までの配水をするための管があるのですけれども、メーターがずっと家のそばに大体あって、その間に一定の距離があると。この中で漏水をした場合、メーターでも表れてこないで、漏水しているかどうかというのがはっきり分かりづらい。メーター以降の部分については、当然漏水すればいっぱい水を使っていますよ、こんなにふだん使っていないのに急に増えているので、これは漏水しているかもしれませんねということでお話があって、調査をしたら漏水していただとかということが今までもあるということでもあります。

本管からメーターまでの間のところで漏水しているというのは、どこでしているか分からない部分もありますけれども、なかなか表に出てこないと分からないという部分がやはりあるのかなど。外に出てきて、表に出てきて、初めて土の上から水が漏れているだとか、そういうようなことがないとなかなか分かりづらいという部分があって、やはりなかなか難しいところがあるのかなというように思っています。

漏水の調査も、ずっとではないですけれども、やはり有収率が悪くなってきた段階では、漏水の調査もして、漏水がどこでしているのかというようなところを調査しながら、今までも有収率をなるべく下げないように、上げるような努力をこれまでもしてきましたところでもあります。

先ほども申しあげましたように、本管と家までの間のメーターまでの間、この部分というのはなかなか難しく、どこかで漏水していてもなかなか分かるのが遅くなるという部分もあるので、それについては、先ほども言いましたように、慎重に検討させていただきたいなというふうに思っています。

発見するまでにちょっと時間がかかるという部分がありますので、その間にかなり、それこそ時間がかかればかかるほど壊れているところが大きくなるだとかという

こともやはりありますので、分かるまでにちょっと時間がかかるというのがありますけれども、いずれにしても、その費用というのをどうするのかというのはやはり検討しなければならないというふうに思っています。

町が負担するということになると、先ほども申しあげましたように企業会計になっていますので、やはり使っている受益者の皆さん、みんなにかかってくる費用になるということになりますから、全体に水道料をどうするのかだとかといったところも、最終的には必要になってくる部分でもあります。

先ほども言ったように、先ほどの矢野議員のお話のように、何年間で4件だとかぐらいだったら何とかなのではないのかというお話もありますけれども、最終的にはやはり受益者みんなで負担するかどうかという、そういう話になりますので、そのあたりは慎重に検討させていただきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 4番矢野利恵子君。

○4番（矢野利恵子君） 慎重に検討している間に、私が見たところ、西町の空き家のすぐそばのところ、まるで下からすごい水が湧き出ていて、いやいや、これはひどいな、7年間もこれを放っておいてある。つまり費用負担が町民だというふうになっているから。今年7年もたって、ようやくそこを町で直したけれども、本人がいないし料金も取れないけれども町で直す。でも、こんな7年も放っておかないように、もうちょっと有収率を上げるためには迅速にやっつけていかなければならないのかなど、そこを言いたいのですよね。

これ、7年もどうして放っておいたのですか。そのところを知りたいと思って、そこをお尋ねします。

○議長（高橋秀樹君） 建設課長、答弁。

○建設課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

今、7年というお話でしたが、ちょっと正確な年度は分かりません。ただ、私、4月に今の現職を拝命しまして、その後、御相談がありました。御相談があった後、その水の水質検査をしたときに塩素の反応があったということで、水道の水だということ今年把握しました。ただ、私の聞いている中では、その水、以前も測定して確認をしたのだけれども、そのときには塩素の反応が出なかったというふうなことをお聞きしております。ですので、そのときにはただの湧水か何かというのが分からず、今年検査をして塩素の反応が出たので水道水だということでの対応をしたということでございますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（高橋秀樹君） 4番矢野利恵子君。

○4番（矢野利恵子君） 昔、測ったときには塩素の反応が出なかったのですね。それで、今年初めて塩素の反応が出た。そういうことなら、しょうがないのかなとも思うけれども、やはり下から水が出て、道路上に水が出てきたら、もう完全に本管と家とのつなぎ目から、大抵つなぎ目のパッキンが駄目になっていて漏水するので、途中で漏水したという話は、私はあまり聞かない。やはりつなぎ目のところで漏水するというのを私は目で見た限りではそれが多かった。だから、今後もそういうことがあり得るから、水道有収率を上げるためにも、いっぱい漏水させないためにも、早急に検討して条例をつくっていただきたいと思えますので、よろしく願います。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 先ほども言いましたように、どこかで水が漏れているというのは、やはり表面に出てこないと分からない部分なのです。土の中だけで、もしかしたら水が出ているという部分もあった

りとかして、なかなか表面に出てこないと分からないというところがあって、時間的にはすぐに出てくる場合もあるし、時間がかかって出てくる場合もあるのかなというふうに思いますけれども、それにしても、やはり水が出てきただけで、必ず水道管が壊れていたというようなところに結びつかないで、先ほども7年間かかったのか、それがよく分かりませんが、そういったこともありますので、なかなか結果を出すまでに時間がちょっとかかるということもあるのかなというふうに思っています。

いずれにしても、今後、空き家ですとか、空き地ですとか、そういったところが出て、多くなってきて、その中で持ち主が分からないだとか、すぐに誰の持ち物か分からなくて、誰が負担しなければならないか分からないだとかということも出てくるのかなというふうに思っています。そういうことも含めて、今後の本管とメーターまでの間、この間で例えば管が断裂しただとか、パッキンがいかれただとか、いろいろなことがあるのかもしれませんが、そういった中で漏水しているということ、なかなか分かりづらい部分というのはあるのだと思いますけれども、そういったところの漏水の負担について、先ほど札幌のお話だとか、いろいろございましたけれども、他町村の状況だとか含めていろいろ見ながら、またそして、その部分を今までは引いている個人の方の負担ということにしていたものを、町全体として、みんな負担しますよということにするということになれば、やはり水道料金の話にも、すぐにはなりませんけれどもね、そういった部分も含めて検討をさせていただきたいなということで、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 4番矢野利恵子君。

○4番（矢野利恵子君） 足寄町の場合は

ほかの町と違って、水をろ過しなくてもいい、自然の湧水、自然の湧き水を使ってやっているから、本当は塩素だつて入れなくてもいいようなところを、水道法で決められているから仕方なくちょっと入れているというぐらいで、お金のかからない状況で水をつくっているはずなので、水道料金を上げるとか、そういうふうな考えに短絡的にいかないで、水道料金を上げずに、過去3年間で4件しか直すところがなかったのですから、それを考えて、本当に早急にやっていただきたいということで終わります。

○議長（高橋秀樹君） これで、4番矢野利恵子君の一般質問を終了いたします。

次に、5番田利正文君。

（5番田利正文君 登壇）

○5番（田利正文君） 通告書に従って、会計年度任用職員の現状と処遇改善について一般質問を行います。

公務員と聞いたときに、多くの方は、雇用が安定していて、賃金も相対的に高い人たちのことを思い浮かべると思いますが、公務の世界にも非正規雇用が拡大しています。非正規雇用の職員がいなければ、地方自治体の業務、住民サービスも成り立ちません。

日本の公務員数及び人件費は、OECD加盟31か国中最下位です。

働く人たちをぞんざいに扱う政治・経済が続き、失われた30年と言われますが、とりわけ女性に多く非正規労働者がいることは、その象徴的事例です。

不安定な雇用、低い賃金、劣悪な処遇等を特徴とする非正規雇用者は、調整しやすく、低コストの労働力として重宝され、増やされてきました。当然のことながら、生活に困窮する労働者の増大につながり、ひいては成長しない日本経済、少子化の原因にもなっています。

根本的には、国の公務員削減計画を中止し、計画的な増員に切り替えることが必要

です。2020年に導入された会計年度任用職員制度ですが、足寄町の考え次第で改善できることもあると考え、以下の点について伺います。

1、会計年度任用職員の構成について。

全職員の人数、そのうち会計年度任用職員の人数、フルタイムとパートタイム、男性と女性の人数。

2、任用・離職について。

①公募・選考のスケジュールと、どのような選考・試験を課しているのか。公募・選考に関わる職員体制、負担はどうなっているか。

②過去3年間の離職者数、離職理由はどのようなものか。

3、処遇について。

①給与及び期末・勤勉手当の引上げは正職員同様に行われるのか。また、平均引上げ率は何%か。また、職員同様、4月に遡及し適用されるのか。

②病気休暇は正職員と同じ日数なのか。

③通勤手当、時間外手当、退職手当は支給されるのか。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 田利議員の「会計年度任用職員の現状と処遇改善について」の一般質問にお答えいたします。

1点目の会計年度任用職員の構成ですが、令和7年12月1日現在の本町職員数は、男性205人、女性263人の合計468人となっています。そのうち、正職員は男性139人、女性101人の合計240人、会計年度任用職員のフルタイム職員が男性26人、女性2人の合計28人、パートタイム職員が男性40人、女性160人の合計200人で、会計年度任用職員全体では228人となっています。

2点目の任用・離職ですが、会計年度任用職員は、公募制で履歴書の提出と面接を実施し選考しており、適正であると判断すれば採用となります。採用に際して試験は

ありません。

公募・選考に関わる職員体制ですが、事務補助職員に関しては総務課が担当し、それ以外は、各業務の担当課で対応しておりますが、大きな負担となってはいません。

次に、過去3年間の離職者数ですが、令和4年度は35人、令和5年度は33人、令和6年度は28人となっています。離職の理由は、特に聞き取りをしていないため、正確には回答できませんが、町外への転出など、家庭の事情や転職などが主な理由と思われま

す。3点目の処遇ですが、会計年度任用職員の給与及び勤勉手当の引上げは正職員と同様に行っています。平均引上げ率は、令和7年4月改定時で5.77%で、遡及適用は行っていません。病気休暇につきましては、令和7年度までは最大5日でしたが、令和8年度からは最大10日に変更を予定しています。また、通勤手当と時間外手当も正職員と同様に支給しており、退職手当は、フルタイム職員に限り、2年目以降で支給の対象としています。

会計年度任用職員制度は、令和2年に地方公務員法の改正により導入された任期が1会計年度を限度とする非常勤の地方公務員です。本町では、財政状況等も勘案しながら、住民サービスの低下につながらないよう、正職員数の適正管理に努めてきました。しかし、役場の業務は多岐にわたっており、明らかな人員不足の職場もあることから、会計年度任用職員を採用し、業務の停滞等を招かないよう進めてまいりました。

今後も限られた財源の中ですが、会計年度任用職員の待遇改善を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、田利議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） 再質問を許します。

5番田利正文君。

○5番（田利正文君） 今、答弁いただきましたけれども、正職員が468人、会計年度任用職員が228人、約半分なのですよね。通告書で指摘したように、圧倒的に女性が多いです。

それで、お聞きしたいところですが、フルタイムで勤務すべき標準的な業務量のある職について、パートタイム会計年度任用職員として位置づけること自体を目的に、勤務時間をフルタイムよりわずかに短く設定するということが適切でないというふうに考えますが、この点についてはどうでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 総務課長、答弁。

○総務課長（佐々木康仁君） お答えいたします。

今、田利議員のほうからお話がありましたけれども、パートで働いていただいている職員の方、あるいは全ての職が7時間45分の勤務時間が必要かと言われると、そうでない職場もあると思います。ですので、全ての職員をフルタイムの職員だということ、雇用するというか、採用するという考え方については、現在のところはございません。

○議長（高橋秀樹君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） それは分かりました。

実際に7時間45分必要かどうかというのもありますけれども、圧倒的に会計年度任用職員の方は女性が多くて、しかもパートタイムが多いということの中で、これは細かく後で議論しなければ駄目なのでしょうけれども、今日は時間がありませんからやりませんが、どうしても、即イコール、職員の方に年収で反映されますよね、パートで働くということは。もちろんパートで働くことを前提として来ている方もいらっしゃるでしょうから、それは一概に言えませんけれども、その辺の、実はこうだよというところまで全部分析が欲しいところですが、今日はちょっと

やりませんが、そんな感じを持っています。

二つ目の試験のほうですけれども、公募で、1年単位の任期とされている。継続して雇用する場合には更新手続を行っている。翌年に雇用されるかどうか不安ですと。再雇用を希望する場合は、新たな試験を受けなければならないと思うと、今後も働けるのか、仕事でも不安になりますと。公募がなくなると安心して働けるようになり、落ち着いて仕事に専念できるという声も寄せられています。

人事院は、期間業務について公募なしで採用を更新できる回数制限を撤廃しました。これを受けて総務省は、会計年度任用職員に向けた事務処理マニュアルを改正し、公募によらない再任用を行うことができるのを、原則として2回までとする取扱いを削除しました。時間と労力をかけて行うことはないと考えています。道内でも再任用の公募試験を行っていない自治体が増えていることから、公募試験を廃止すべきと考えています。今、試験はないと町長の答弁がありました。面接も、私は試験だと思うのですね、筆記試験はないけれども。面接がなくて履歴書も出さなくていいなら、いいです。そこら辺ももう少し簡略化できるのであれば、そういうふうに簡略化していただきたいと思うのですけれども、会計年度任用職員の方の負担にならない範囲で継続がもっと簡略化できて、通年雇用ができるというふうに、システムはできませんけれども、取扱い上できないのかという思いがあるのですけれども、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 総務課長、答弁。

○総務課長（佐々木康仁君） 現状、今のやり方を変える予定はございません。

理由といたしましては、その都度その都度、その方々の働きたいという考え方が変わったり、今までパートでこの時間だったけれどもこの時間にしたいだとか、そうい

うような方もいらっしゃると思いますので、そういう方々の要望もきちんとしっかりと受けて、それで任用させていただくという形になります。

先ほどもありましたように、試験はやっておりませんので、履歴書を出していただいて、希望の時間だとか、あるいは希望の部署だとか、そういうようなことを一応把握するといった意味でも、今のところはそういうふうにする予定はございません。

ただ、今後、田利議員おっしゃったとおり、何年も働いている人はどうなのだというような部分は、検討の余地はあるのかなと思うのですけれども、今までこちらの職種をしていたけれども、こちらの職種に移りたいだとかという方も中にはいらっしゃいますので、現状としては、今のおおりの公募をしていただくというような形で考えております。

○議長（高橋秀樹君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） 今の考えは分かりました。

会計年度任用職員の立場から考えると、毎年毎年履歴書を出さなければ駄目だということ自体が負担になるということは分かりますよね。多分、正職員の方は分からない気がします、それは。出さなければ、まずは通らないわけでしょう。そして、面接を受けて、いいよと言われなければ、次また働けないわけですから。そのところはやはりもう少し簡略化できる方法がないかなど。もちろん会計年度任用職員の規定を国で決めていますからね、そこから逸脱はできないとしても、自治体に任せるといふふうになっていますから、任せられる範囲でもう少し簡略化できないかと。来年も働けるのだろうかと思うことの負担自体をなくせるようにできないかというのが一つです。それだけはお伝えしておきたいと思います。

次、行きます。

給与の引上げ額について、職員は4月に

遡って支給されますけれども、帯広市は今年度から会計年度任用職員も4月に遡及予定だと聞いています。また、道内の自治体でも増えてきています。

総務省は、昨年と今年、会計年度任用職員の給与改定については、改定実施時期を含め、常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とし、適切に対処するよう通知しています。4月に遡ってやるべきだというふうに考えますが、なぜ今はそれをやらないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 総務課長、答弁。

○総務課長（佐々木康仁君） お答えをいたします。

何点か課題があろうかと思っております。まず一つは、遡及をするといった部分での財源の財政の、問題というのが大きいのかなというふうに思っております。それと、先ほどもお話ししましたように、パートで会計年度任用職員をやっていた方は、例えば今国会だとかでも話題になっているのですけれども、年収の壁、扶養から出たくないのだという方がいらっしやっでぎりぎりまで働いて、遡及されたら、そこをオーバーしてしまうということもあります。これは実際にはあります。ですから、何でもかんでも遡及をしてやるというのは実際どうなのかなという部分があります。

また、今、たまたま人勧含めて給与が上げ基調というか、上げてきているときではありますが、過去に引下げをされたこともあります。そうなったときに、そうしたら、会計年度任用職員の部分も遡及をすることになったようなことになったときにどうなるのかだとか、ちょっと整理をしていかなければならないことがありますので、現段階、今年あるいは来年、来年は分かりませんが、今年については遡及をすることは考えておりません。

○議長（高橋秀樹君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） 今、課長が言われ

ましたけれども、扶養から外れるからとありますよね。だけれども、それがそもそも低すぎるのですよね。会計年度任用職員の給与が。もう少し高ければ、そんなことを悩む必要はないのだと思うのですね。そういう面もあるのだと思います。それはそれで置いておきます。

もう一つ、病気休暇について、人事院は令和7年度から、私傷病は有給で1年度に10日となりました。これは今答弁のあったとおり10日です。

広島市の例を紹介します。1994年に病気休暇制度を実現しています。正規も非正規も人間です。病気になります。病気休暇をくださいと職員が声を上げて、有給で30日を実現しました。その後、改善を重ねて、2015年に正規職員と同じ1傷病当たり90日になりました。

正規、非正規職員は同じ人間です。処遇は均等待遇でなければなりません。均等待遇についての考えをお聞きしたいと思します。要するに、なぜ職員と同じく90日にできないのかというところをお聞きしたいと思します。

○議長（高橋秀樹君） 総務課長、答弁。

○総務課長（佐々木康仁君） お答えをいたします。

今のお話は理想といえば理想なのかもしれませんが、今まで、令和7年度までは5日間ということになっておりますが、令和8年度からは10日間というようなことで考えております。

先ほどもありましたように、働く日数の問題がやはりあるのかなというふうに思っているのです。例えば、毎週1回しか働かない人にも90日なのかという話になってしまうので、それも5日働く人も全部同じだということになるのかという部分もちょっとあるのかなと思っているのです。

ですから、今は例えば1週間の勤務日の日数が5日で、1年間の日数が217日以上の方については10日間の付与をしよう

というような形で、そこから段階ごとに10日、7日、5日、3日、1日というような形で、休暇については制度を変更させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（高橋秀樹君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） これも働いている立場に立つと、病気になったときが一番困るのですよね。そのときに病気になって、例えば10日間、20日間入院して、リハビリも含めて復帰できるとしたときに、復帰できなかつたら困るということがありますよね。そういう悩みというのは絶対深刻だと思うのですよ。ですから、今、課長が言われたように、いろいろやり方はあると思います。何日をとかとね。だけれども、基本的には正職員と同じく90日はきちんと病気休暇を与えるべきだというふうに思うのですけれども、そのことは言うておきたいと思います。これ以上、ここで議論しません。

最後に、北海学園大学川村教授の調査による会計年度任用職員の声を紹介して終わりにしたいと思います。

専門職に対する地位、扱いの低さを感じています。もともと正職員がしていた仕事の内容を非正規が行うことで、労働に見合う賃金が支払われていないと思います。会計年度任用職員、確にお給料は上がりましたが、責任や仕事内容も多くなり、お給料に見合わない仕事になっている。それでも生活がかかっているんで、仕事を辞めることができないが、正職員と同じような責任を任されても、待遇に差があり不満に思う。病気になったときが不安。病休を使って治らなければ、辞めるしかなくなる。正職員なら病休も長期取れるのに、非正規の割合が多いので、使い捨ての雇用だと感じているという声が、これは全道の調査ですけどもね。足寄ではありません。全道の会計年度任用職員の調査の報告ですけども、紹介して終わりたいと思います。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） これにて、5番田利正文君の一般質問を終了いたします。

午後2時まで休憩いたします。

午後 1時45分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

9番川上修一君。

（9番川上修一君 登壇）

○9番（川上修一君） 議長のお許しをいただきましたので、通告書に従って一般質問をさせていただきます。

件名、鹿柵（金網フェンス）の再整備について。

足寄町は、鹿による農作物被害防止のため、平成8年から24年にかけて、総延長626キロメートルのエゾシカ侵入防止柵を設置しています。

当初は大きな効果を発揮しましたが、その後、柵を跳び越えたり、破損箇所から農地に侵入した鹿が柵内に住みつき、繁殖するようになりました。

足寄町は、近年、有害駆除頭数を増やし、ハンターの報償金を増額するなど対策を講じていますが、地球温暖化による冬期の少雪や、農作物を食べることにより、鹿の栄養状態がよくなり、双子・三つ子が生まれるなどの理由で、なかなか頭数が減らず、農家からはむしろ増えているという声を多く聞いています。

農家は、電牧などを設置し被害防止に努めていますが、資材代、管理に要する労力の負担が大きく、個々の努力も限界に来ている状況です。

私は、この問題を解決するために、地域の実情を踏まえた効果的な鹿柵（金網フェンス）の再整備が必要と考え、以下の点について質問します。

1、鹿柵の再整備の必要性について、町はどのように考えているか。

2、鹿柵新設に関する国の補助事業の内

容について。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 川上議員の「鹿柵（金網フェンス）の再整備について」の一般質問にお答えいたします。

1点目の「鹿柵の再整備の必要性について、町はどのように考えているか」についてですが、本町におけるエゾシカの農業被害金額は、令和6年度、約1億9,000万円となっており、令和5年度よりも約5,500万円増えています。また、エゾシカの駆除頭数は、令和5年度の2,308頭から、令和6年度には2,817頭と約500頭増えているにもかかわらず、被害額が増加していることから、駆除が追いついていないものと考えられます。なお、9月には、エゾシカなどによる食害の被害状況について現地確認しており、鹿柵の再整備は必要であると認識しています。

2点目の「鹿柵新設に関する国の補助事業の内容について」ですが、国の補助事業は、鳥獣被害防止総合対策交付金となりますが、事業実施主体は地方公共団体、農業協同組合、集落の代表者等で構成される組織または団体とされており、被害防止計画が作成されている、または作成されることが確実に見込まれること、さらに受益戸数が3戸以上であることなどが要件となっています。

現制度での交付額については、新設の場合、一般的な鉄柱のワイヤーメッシュ柵は、直接施工で1メートル当たり資材費のみの定額1,950円が上限額となっており、請負施工の場合は交付対象経費の上限額が1メートル当たり4,530円で、事業総額の2分の1以内が補助されております。

本町では、平成8年度から町内一円を囲うように鹿柵を設置しており、新規での設置が可能な場所は郊南地区のみとなります。それ以外の地区は、再編整備事業の対

象となり、再編整備事業の交付額は、鉄柱のワイヤーメッシュ柵の場合、直接施工は1メートル当たり資材費のみの定額975円が上限額となっており、請負施工の場合は交付対象経費の上限額が1メートル当たり3,555円で、事業総額の2分の1以内が補助されます。

事業の実施に際しては、多額の費用が見込まれ、受益者の負担が高額になることから、事業実施に向けては、地域の実情を踏まえた上で、関係機関を含めた十分な協議が必要であると考えています。町としては、交付要件の拡充等について、国等への要望を継続し、受益者の負担軽減に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） 再質問を許します。

9番川上修一君。

○9番（川上修一君） 今、お答えをいただきました。鹿柵の必要性については認識されているということで、私も心強く受け止めたのですが、実は足寄町に農村活性化協議会という組織がありまして、それはどういうところかといいますと、農業関連の団体、農協の役職員、農業委員会、それから農民同盟、そして、行政のほうでは農村出身の議員とその趣旨に賛同する議員ということで、実は私の同期の二川副議長と進藤議員に参加していただいております。その会の中で、今年、令和7年度の活動は何をしていくかと協議したときに、やはり今、鹿の被害が本当にひどいのだということで、まず現地を見ましようということで、8月の末に、その会のメンバーと、それから農林課長と農林課の職員にも同行していただいて、螺湾方面が特に鹿が増えているという話をお聞きしましたので、その農家2軒ほど見せていただきました。

私も農家なので、電牧を張ったりやって

いるので、本当に鹿は憎たらしいやつだなと思っていたのですけれども、螺湾の状況を見ると、もう本当にひどいな、気の毒だなという思いを強くいたしました。

そこで、町長も9月に現地確認をしてくれたとお答えもいただいていますので、町長が被害の畑を見たときに、率直にどんなふう思ったかなという気持ちをお聞かせいただきたいなと思います。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 先ほども申し上げましたように、現地確認をさせていただきました。鹿の被害によって、まるっきり圃場の作物がなくなっていたり、それから、作物の中でも、特にひどいところを見せていただいた部分もあるのかなというふうに思いますけれども、今後、鹿がどんどん出てくれば、そういう状況がまた増えていくのかなというようところで、非常に鹿の被害というのが本当に深刻な状況になってきているなというところを感じているところであります。

確かに鹿柵もそばにきちんと設置されていても、やはり空いているところだとか、完全に囲うというのはやはりなかなか難しいところがあるので、そういった意味では、本当に鹿柵の必要性も分かるし、しかしながら、鹿柵をどう設置するのかといったところが非常に大きな課題ではあるのかなというふうに感じているところあります。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 9番川上修一君。

○9番（川上修一君） そうですね、本当に町長をはじめ、議長ですとか、議員も多く現地を見てきたということで、皆さん、本当に鹿の被害というのは共通認識を持ってきているのだろうなと私は思っております。

それで、先ほども言いましたけれども、農林課長にも現場に行ってもらって、農林課長は鹿の被害について、答弁では被害額

が令和6年度は1億9,000万円ということなのですけれども、被害額も含めて鹿の被害というのはどのように受け止めているか、お尋ねいたします。

○議長（高橋秀樹君） 農林課長、答弁。

○農林課長（加藤勝廣君） 鹿の食害の被害ということなのですけれども、僕も現地を見させていただいて、非常に深刻な状態だなと、早急に対策を打ちたいなというふうには皆さん思ったと思うのです、あの状態を見れば。では、その状態をどうするか、鹿の被害をどう食い止めるかということ考えたときに、その畑とかは既に電牧で仕切られていたし、仕切られた状態でもあの状態で、あの被害があったということで考えれば、やはり鹿柵で畑を囲うというのが一番の策なのだろうなというふうには考えます。

ですけれども、鹿柵を張るとき、補助事業は確かにあるのです。補助事業はあるのですけれども、それに対する負担額がやはり農家はかなり負担をしなければいけなくなってきてしまうということで、その辺が農家は耐えられないだろうというふうには考えます。なので、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、国ですとか、そういったところに負担の増額をお願いして、なるべく受益者の負担が減るような方向で少し考えていきたいなというふうには考えております。

○議長（高橋秀樹君） 9番川上修一君。

○9番（川上修一君） 鹿の被害の額1億9,000万円、この数字がどこから出てきたか考えると、農協が年に1回ファクスで被害面積の取りまとめがあるのです。それで、例えばビートが1ヘクタールやられた、小豆が2ヘクタールやられた、そういった面積に平均的な反収金額を掛けた積算が、私は1億9,000万円なのだなと思うのですけれども、このアンケートの数字が果たしてどこまで信憑性があるのか。例えば、豆を作っていて、すごく食べられて

いても、実際の被害額までは把握しきらない。雑駁に、例えば3ヘクタールのうち3分の1やられているのだったら1ヘクタール申請する。そんな適正な数字ではないと思うのです。恐らく、それともう一つ、これは農家からよく聞くのですけれども、被害面積のアンケートに答えたら、何か保障があるのかいといったら何もない。そうしたら、やはりちょっとルーズな方は、こんなファクス来ても出さないわということもあると思う。そして、もっと分かりづらいのは畜産農家で、牧草当たり、実際幾ら被害に遭っているか分からない。私はもっともっとあると思う、被害額はね。それはなぜかという、もうすぐ年末か年始になるか分かりませんが、この時期になると、十勝の農業生産額が厳しい気候条件にもかかわらず三千数百億円に達しましたと、でかでかと出ます。恐らくまた出ます。

去年の例を見ると、ほかの町村は、生産額は上がっているのです、生産高は。残念ながら、足寄町だけ、たった1町村ですよ、19市町村で。たった1町村だけ下回っている。これを私は、やはり鹿による被害はかなりあるのだと、そう思っています。

そして、鹿の被害というのは、食べられた額だけでなく、これもまた螺湾で訪ねた農家が言っていたのだけれども、牛の餌のデントコーン、作付して作りました。ところが収穫したら、量が足りない。足りないから餌を買わなければならない。その手出した分の、餌を買った分は被害額に含まれないわけですよ。でも、実質的にはこれ農家から見たら、もうとんでもないことですわな。苦労して作ったものが鹿に食われて量が足りない。足りないから、またお金を出して餌を買う。経営は苦しくなる。これは何とかしてあげたいと、本当に思います。

それで、あまりそんなことばかりくどく

ど言ったらあれですけども、鹿柵の必要性ということについて、町長も農林課長も必要だとお答えいただきましたので、具体的に、では、この鹿柵、新設は郊南地区ですか、ほかは再編整備になると思うのですけれども、それをやるとしたときの一番ネックになる、一番というか、クリアしなければならない課題というのかな、それについて、先ほどは金額のことも言われたのですけれども、ほかにもあると思います。それで、鹿柵設置の際、課題となる点というのは、一体何が考えられるか、農林課長にお尋ねいたします。

○議長（高橋秀樹君） 加藤農林課長、答弁。

○農林課長（加藤勝廣君） 鹿柵を設置する際、再編整備を考える際に一番課題になるような点といたしますと、やはり関係機関と調整する中で、圃場を囲う形にはなるのですよね、多分鹿柵の再編整備をすれば、町内一円では一応囲ってはいるといことになれば、内側で圃場を囲うという形にはなると思うのです。そのときに、農家の負担が必ずあると。そういったときに、体力のある農家であれば、鹿柵を囲いますよということにはなると思うのですけれども、体力のない農家であれば、ちょっと考えさせてくれということになる。そうなったときに、複数の圃場を囲うときに空きが出てしまう場合もある。そういったことが懸念されるかなというふうに考えます。

○議長（高橋秀樹君） 9番川上修一君。

○9番（川上修一君） そうですね。実はこの関係、農協に行って組合長とか幹部職員とも話をしたのですけれども、全く課長と同じことを言っていました。

そういった部分も問題になるのですけれども、私が考えるには、一番はやはり補助率の問題ですね。とにかく今50%しか出ない。これでは体力のある農家も私はできないと正直思います。まず、この補助率を

道、国を通じて、例えば国営の基盤整備並みの90%まで上げてもらえないか、こうやって要請していくこと、それがまず一つ大事なのかなと思います。

それともう一つ、課長がおっしゃった地区の中でどういうふうに張っていくのかという実際の協議ですね。それには、農家に参画してもらわなければならないし、いろいろと煩雑な手間が行われるのかなと、自分は思っております。

ですが、誰が鹿柵新設に関して司令塔役というのかな、誰かが取っかかりを出して進めていかないと物事は進まないと思うのです。私は、それは農協でやってほしいと個人的に思っているのです。なぜかという、農協には鹿柵管理組合というのがあります。既に張った鹿柵を管理する組合が二つあります。そういったところに中心になってもらって、各地区の農家に集まってもらって、どういうふうに張ったら効果的なのだろう。全圃場を張るのか、あるいは大きく囲えば何とかなるのではないか、あるいは川っ縁をふさいだらいいのではないかと、地区ごとの事情があると思うのです。そのためには、やはり行政と農協の、答弁にもありました、関係機関と連携を取って行って、この辺は本当に密接にやっていただきたいと思うのですけれども、これは町長に聞いたらいいいのか、課長に聞いたらいいいのか分からないのですけれども、これは早急にやるためにはどうしていったらいいか、農協との連携。こちらから声かけるでも、かけないでもいいのだけれども、お答えをいただきたいなと思います。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） どこが主体になってやるのかという話で、川上議員も農協がというようなお話がありましたけれども、私もやはり農協が主体となって、この鹿柵をどうするのかというのは進めていくべきだろうと思っています。

農家の人たちの被害をどう防ぐのかと

いった中身になるわけですから、やはり農協が一番農家の方たちの畑の状況だとか、そういったものも分かりますし、今までの被害調査だとかそういったものも、十分ではないのかもしれませんが、やってくるというようなことも含めて、やはり農協が主体となって、この事業を、鹿柵を今後どうしていくのかといったところを検討する、そういった取組を進めていく上での主体となるべきだろうというふうに思っています。

どこが声を上げるのかというところではありますけれども、それはやはり農家の方たちが、鹿の被害が非常に大きくて非常に大変ですよという声は、多分組合長だとか農協の方たちにも聞こえてきているのだろうというふうに思いますので、そういったところからやはり声を上げていただいて、鹿柵を今後どうしていくのかと、この被害をどう防いでいくのかといったところの話を進めていくべきなのかなというふうに思っているところであります。

どこが一番最初に声を出すのかというのは、それは特にどこがということではないとは思いますが、基本はやはり農協だろうなと考えるところであります。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 9番川上修一君。

○9番（川上修一君） 先ほど農協の組合長はじめ役員と意見交換したという話はさせてもらいました。1時間以上やったのかな。そのとき、私も今、町長や課長にお聞きしたようなことを農協の方にぶつけるというか、話をしまして、やはり農協が主体になるべきではないのかと。それで、面倒くさい作業という表現はちょっとどうかと思うけれども、やはり一番大事なのは、農家の声をどう事業に組み入れるか、地区ごとで多分違うと思うのです。それを聞くのに、例えばどの地区割で話を聞くか、日程はどうするか、そういった事務的なことを農協でやってもらえないかと私、尋ねた

のですけれども、農協はそれをやると言いました、その部分は。だから、こういう事業を実施するときに、行政の担う役割と、農協の担う役割と、農家が担う部分、農家の人には私は、もしそういった会合の席に同席させてもらえるのなら、負担額は少しでも安くなるように町長も要請していくと言ってくれたのですけれども、そういう考えで取り組んでいくと。だけれども、農家も協力して、その地区、例えばAは張ったけれども、Bは張れない、結果、穴が空くなんてことのないように、大きくくくるのか、あるいは圃場ごとでくくるのか、当然負担もしていただかなければならない。だけれども、そのためのお金は、今、中山間に出ています。これはもう農家個々の考え方です。中山間のない郊南地区もありますけれども、やはり農家が自らの作物被害を防ぐためにやるわけですから、農家の人も一銭も出さないという、こんなばかなことには私はならないと思っている。組合長とも話をしました。組合長、私のこと、修一と言うのですけれども、「修一な、お前、あそこのはやるけど、ほかやらないってなったらどうすんのよ」と心配していました。これは私の考えですけれども、まとまったところからやればいいではないですか。やりたくてもやれないではないですか、お金払ってくれなかったら。そのぐらいの意気込みを持って進めていかないと、私はこの問題は進んでいかないと考えているのです。それで、先ほど町長のお答えの中で、どちらが声を上げていくのがいいのか。ぜひ課長にお願いしたいのですけれども、この会議が終わったら、どうですか、一緒に農協に行きませんか。話を聞きに。結論などはいいのです。こういうことがあると、いろいろな話をしながら、やはり問題になることも分かってくる。できることもある。やれることからまずやる。そのぐらいの気持ちで取り組んでいただけないかと思うのですけれども、その辺

は課長、いかがですか。

○議長（高橋秀樹君） 農林課長、答弁。

○農林課長（加藤勝廣君） 鹿柵の案件については、早急にやはり取り組むべき案件だと思っておりますので、その機会があれば、ぜひ参加させていただければと思います。

○議長（高橋秀樹君） 9番川上修一君。

○9番（川上修一君） ありがとうございます。ぜひ一緒に行きましょう。

それで、ここまでいいお答えをいただけたら、もうあれなのですけれども、最後に、町長にお願いがあります。国の補助率を上げる、この関係、道や国に要請する際、組合長も言っていたのですけれども、何とかお互い忙しいけれども、スケジュールを融通し合って、一緒に要請に行けないかなど。私は、その話を聞いたときに、ぜひ一緒に行ってくださいと。私も一般質問で町長に話をしてみますからということになっています。やはり町長と組合長のツートップですね、この関係の。その二人がそろって要請に行くと、これは大きな力になるのではないかなと思いますので、町長に最後の質問になります。お忙しいですけれども、組合長と日程調整して、そういった要請活動をしていただけるかどうかお聞きして、一般質問を終わりたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 最終的にはやはり国の補助だとかがなければなかなか事業が進まないという状況なのかなというふうに思っています。町単独でこれをやるだとかというのは、実際に今張ってある626キロメートルですか、この鹿柵も、侵入防止柵もかなり前の話ですけれども、これでも全部、年数もかかっていますけれども、多分20何億円とかというようなお金がかかってやっている事業です。今となつては、今、もしもそれと同じことをやるとなったら、何十億円かかるか分からない。倍ぐらいのお金がかかるかもしれないとい

うぐらいの事業になっていますので、当然、それは総事業費ですけれども、そこにはやはり国の補助だとかというのがなければ、そんな簡単にやれますよという話にはなりませんので、国からの支援というのはやはり絶対必要になるだろうなというふうに思っています。

そこに声として、一番大きく声を上げていただかなければならないのは、やはり農家の方たちだろうなというふうに思っています。一番被害を受けている方たち、一番切実に鹿の被害をどうしていくのだといったところを、どうしてくれるのだという話をしなければならぬのは、やはり農家の方たちの声というのが一番大きいだろうと、大きく国だとかにも伝わっていく話なのだろうなというふうに思っています。

多分、同じ農家であっても、十勝の真ん中辺りの農家はどれだけ鹿の被害があるかというとなんかいないわけで、やはり中山間で、山林がすぐそばにあって鹿が出てくる、そういう農家の方たちの被害をどれだけ訴えていけるのかなというところなのだろうというふうに思っておりますので、まずは農家の人たちがこんなに大変なのですよといったところを言っていただく、そういったことが大事かなというふうに思っています。

そういう声を、農協の組合長だとか町長が、道だとか国だとかに行って、何とか支援をしてもらわないと農家の人たちが本当に農業をやっていけないよというところを訴えていくというような形になるのかなというふうに思っております。もちろん今までいろいろな形で要望に行っているときにもその話はしていますけれども、改めて足寄町は特にこういう状況なのだよといったところを訴えていくという部分では必要だと思っておりますので、そういう機会をつくって要望に行くだとか、そういったときに組合長と一緒に、要請があつて一緒に行きませんかという話になれば、当然行くよ

うな形で考えているというところでありませぬ。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、9番川上修一君の一般質問を終了いたします。

次に、8番細川 勉君。

（8番細川 勉君 登壇）

○8番（細川 勉君） 議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

件名、オンネトー地域の観光資源の再生について。

足寄町にはオンネトーという様々な色に変化する湖や、その近くには阿寒富士などの美しい景観を持つ山々があり、これらの山は近年、登山者も増え、足寄町の優秀な観光資源となっている。しかし、今年の1月にオンネトーにある唯一の温泉宿泊施設が火事で消失してしまい、観光に来た人々が宿泊したり、温泉で疲れを癒すことができなくなった。以上の状況を踏まえて、質問する。

①温泉宿泊施設の休業の事態を受けて、町はどのような施策を講じて、町の観光資源としてのオンネトーへ訪れる観光客の満足度の低下を防ぐか。

②今後、足寄町では人口減少社会に対応するため、定住人口（住民の数）の維持に加え、交流人口（観光客）や関係人口（町と継続的に関わる人々）の増加対策も重要となる。このオンネトー温泉宿泊施設の休業により交流人口が減少する可能性があるが、町はこの人口課題に対し、観光事業に対する公共政策としてのオンネトー温泉宿泊施設等の観光資源の再生を検討・模索しているか。

③ふるさと納税、クラウドファンディング型ふるさと納税、企業版ふるさと納税などの制度があるが、この自治体への寄附制度を利用し、温泉宿泊施設の再建を町の観光資源再生事業の一環と位置づけて財政支援するという事は可能か。

④オンネトー温泉宿泊施設が再建され、狩猟同行ツアーの拠点としても利用されたり、狩猟文化の啓蒙、エアソフトガンによる疑似体験、ペーパーハンターの育成・訓練などを行うことによって、狩猟人材の発掘拠点や狩猟文化の継承拠点になることができれば、これまでのオンネトーにおけるアクティビティ型観光の要素である自然（国立公園）、アクティビティ（登山）に加えて、文化（狩猟同行・足寄町の生態系理解・食文化体験）の要素も加わり、国が推進するアドベンチャートラベルを確立することができ、より強固な観光資源に成長することが期待されるが、このような展開は可能と考えるか。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 細川議員の「オンネトー地域の観光資源の再生について」の一般質問にお答えいたします。

1点目の「温泉宿泊施設休業の事態を受けて、町はどのような施策を講じてオンネトーへ訪れる観光客の満足度低下を防ぐか」についてですが、オンネトー地区の温泉は国内屈指の硫黄泉として人気が高く、温泉が休業したことで観光客の満足度は低下していると考えますが、あしよろ観光協会や阿寒摩周国立公園広域観光協議会等との連携により、オンネトー地区での魅力あるサービス提供に努めているところです。

2点目の「オンネトー地区温泉宿泊施設等の観光資源の再生を検討・模索しているか」についてですが、当該施設は町の貴重な観光資源であり、現在、施設代表の方と情報交換しながら、再建に向けた支援について検討しています。

3点目の「オンネトー地区温泉宿泊施設の再建を町がふるさと納税等の寄附制度を利用して財政支援することは可能か」についてですが、再建に向けた支援としてふるさと納税やクラウドファンディング型ふるさと納税を活用することは制度上可能であり、当該施設を利用していただ

建支援に向けて協力したい旨の連絡をいただいています。町がどのように支援を行うかについては、施設代表の方の意向を踏まえ、予算措置が必要となった場合には、今後の議会で提案させていただきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

4点目の「オンネトー地区温泉宿泊施設が再建された場合、オンネトー地区でのアドベンチャートラベルを確立する展開は可能か」についてですが、当該施設は民設・民営であり、再建がどのような規模やコンセプトで行われるか未定であることから、現段階で町から可否をお答えすることはできません。なお、現在、町内での狩猟同行やチーズ作り、収穫体験、宿泊等が行えるオーダーメイドツアーチケットをふるさと納税の返礼品として提供しており、今後、施設代表の方の意向を踏まえ、連携が可能か検討してまいります。

人口減少によって、地域経済が縮小する中、誰もが安心して暮らせる豊かで活気あふれるまちあしよろを実現するため、町外から人を呼べる魅力ある観光地づくりはますます重要となることから、関係機関と連携し、各種取組を進めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。細川議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） 再質問を許しません。

8番細川 勉君。

○8番（細川 勉君） 町長の回答の2点目で、再建に向けた支援を検討していますとのことですが、これはまだ具体的には言えないということですか。

○議長（高橋秀樹君） まちづくり推進課長、答弁。

○まちづくり推進課長（赤間恵一君） まだスケジュールとか、そういった規模が固まっているわけではございませんし、まだそういったことを御本人がオープンにして

いるわけではないので、町としても何かお答えできるところは現段階ではありません。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 8番細川 勉君。

○8番（細川 勉君） 町が財政的な支援をする段階があれば、議会で提案させていただきますとの回答ですが、これは財源というのはどういった財源なのか。例えば、今回こちらの質問をさせていただいたのは、要するにふるさと納税は明らかに寄附なので、それで、そちらの寄附側のメリットもあるし、町としても財政的な支出というのは抑えられると思うので、そこを詳しく教えてください。

○議長（高橋秀樹君） 赤間まちづくり推進課長、答弁。

○まちづくり推進課長（赤間恵一君） 今質問にありましたふるさと納税制度を活用した支援をする場合ですと、例えば一般的なふるさと納税ですと、寄附を頂いた額の半分は経費として、サイトですとか返礼品ですとか、そういった部分に使われて、残りの半分は町の一般財源として来て、それを例えば観光地の支援ですとか、福祉の支援ですとか、教育の支援ですとか、そういった寄附の方の意向に沿った事業に充当する形になるかと思えます。

クラウドファンディング型ふるさと納税でやる場合には、もうちょっと用途を絞って、例えば明らかに火災で消失した温泉施設の再建を支援して欲しいという形で募集して、そういった寄附が集まった際には、必要な経費を差し引いた額を、町としては歳出予算も伴って、その施設に対して補助する形になるかと思えます。

当然、議会として、特定の施設に対して支援をすることがよいと判断していただければ、その予算に対して皆さんからいいですよという議決をいただいて、支援する形になるのかなと思うのですが、ふるさと納税型支援のほかにも、もともと町

としては企業振興促進条例という条例がありまして、例えば観光施設、宿泊施設に対して投資額に応じた支援をする制度もありますので、そういった部分も当然申請をいただく形になれば、必要な予算を議会に提案して、皆さんに議決いただければ支援していく形になるかなと思います。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 8番細川 勉君。

○8番（細川 勉君） この質問で思うのが、どのくらいの規模の金額になるのか。それで、その金額によって、例えば億単位のものを町で議会に通すというふうになったら、それこそクラウドファンディングのような寄附制度、あと企業版クラウドファンディングというものもあるので、それで、中札内の事例で、温泉施設をクラウドファンディング型ふるさと納税というのと、あと、北海道の地域づくり総合交付金というのを併せて使ったらしいのですよね、たしか。足寄町もこういうのをできれば有効に使って、この場合はクラウドファンディング型ふるさと納税と北海道の地域づくり総合交付金、あとこれと恐らく企業版ふるさと納税も併用して使えると思うので、そういうのは併用するというのは検討にはないのですか。

○議長（高橋秀樹君） まちづくり推進課長、答弁。

○まちづくり推進課長（赤間恵一君） 町から支援を行う際に、何か道から地域づくり総合交付金ということで、事業に対して補助が受けられればいいのですけれども、中札内の施設が例えば公営の施設であれば、当然北海道からの補助金とかも受けられると思うのですけれども、一民間の施設に対して町が補助する際に、北海道がその財源として補助をくれるかというのは、現段階で確認できませんので、そこはできるかできないかというのはお答えできません。

企業版ふるさと納税につきましても、個

人型に関しましては、そちらの温泉施設のファンの方から再建の際にはぜひ支援させていただきという申出はいただいているところなのですが、企業版ふるさと納税に関しましては、企業の方がどういった事業を支援したいと思われるか、例えば有名なところでいきますと、大樹町の宇宙産業ですとか、そういったある程度直接関わらないのでしょうか、何かそういった部分に関わりのあるような人たちが補助しているパターンが多いのかなというふうに認識しています。

ですので、制度的には可能かなと思うのですが、そういった寄附をしたいという希望をお持ちの方がいるかどうかというのは、現段階では町としては難しいかなと考えています。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 8番細川 勉君。

○8番（細川 勉君） 恐らく中札内は民間なのです。それで、クラウドファンディング型ふるさと納税というのは、多分公共政策として観光資源の投資として補助金事業というのをつくって、それに対して補助金を申請していただいて、補助金を振り込んでいるという形だと思うのですよね。

多分、クラウドファンディング型ふるさと納税と企業版ふるさと納税というのは審査があると思うのですよ。公共性がないといけないので、それで大きい金額で町からどんとお金を出すというふうになったら、議員のほうもちょっといろいろと考えなければいけないのですけれども、ふるさと納税制度を使ったら、要するに公共性も付け加えて、それで、今回文化の要素もその施設で、そういう文化活動の拠点とするためにというふうにしたら、多分ふるさと納税の申請も通りやすい。ふるさと納税というか、クラウドファンディング型ふるさと納税と、あと企業版の場合は……、ちょっと分からなくなったので、質問を変えます。

民間の企業に対して、公共のお金という

のは、財政支援というのは普通にできるものなのですか。

○議長（高橋秀樹君） まちづくり推進課長、答弁。

○まちづくり推進課長（赤間恵一君） 町が必要と思えば、当然、ほかの温泉にも例えば企業振興促進条例に基づく補助もさせていただいていますし、制度上は可能です。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 8番細川 勉君。

○8番（細川 勉君） 取りあえず知りたかったのは、ふるさと納税は検討の範囲には入っているということですか。

○議長（高橋秀樹君） まちづくり推進課長、答弁。

○まちづくり推進課長（赤間恵一君） どのような形が取れるのかは、まだ固まってはいませんが、質問にありましたとおり、ふるさと納税、クラウドファンディング型ふるさと納税、また企業からのふるさと納税も、利用できるのであれば利用する方向で、また、施設の代表の方もどういった形での支援を希望されるのか、まだ事業費も全然分かりませんので、資金計画上、どの程度支援が必要なのかも全く見えない段階ですので、今、具体的にこういう支援をするというお答えはできないということを御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 8番細川 勉君。

○8番（細川 勉君） 以上で終わります。

○議長（高橋秀樹君） これにて、8番細川 勉君の一般質問を終了いたします。

◎ 散会宣告

○議長（高橋秀樹君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

次回の会議は、12月15日午前10時より開会いたします。

大変御苦労さまでございます。

午後 2時51分 散会